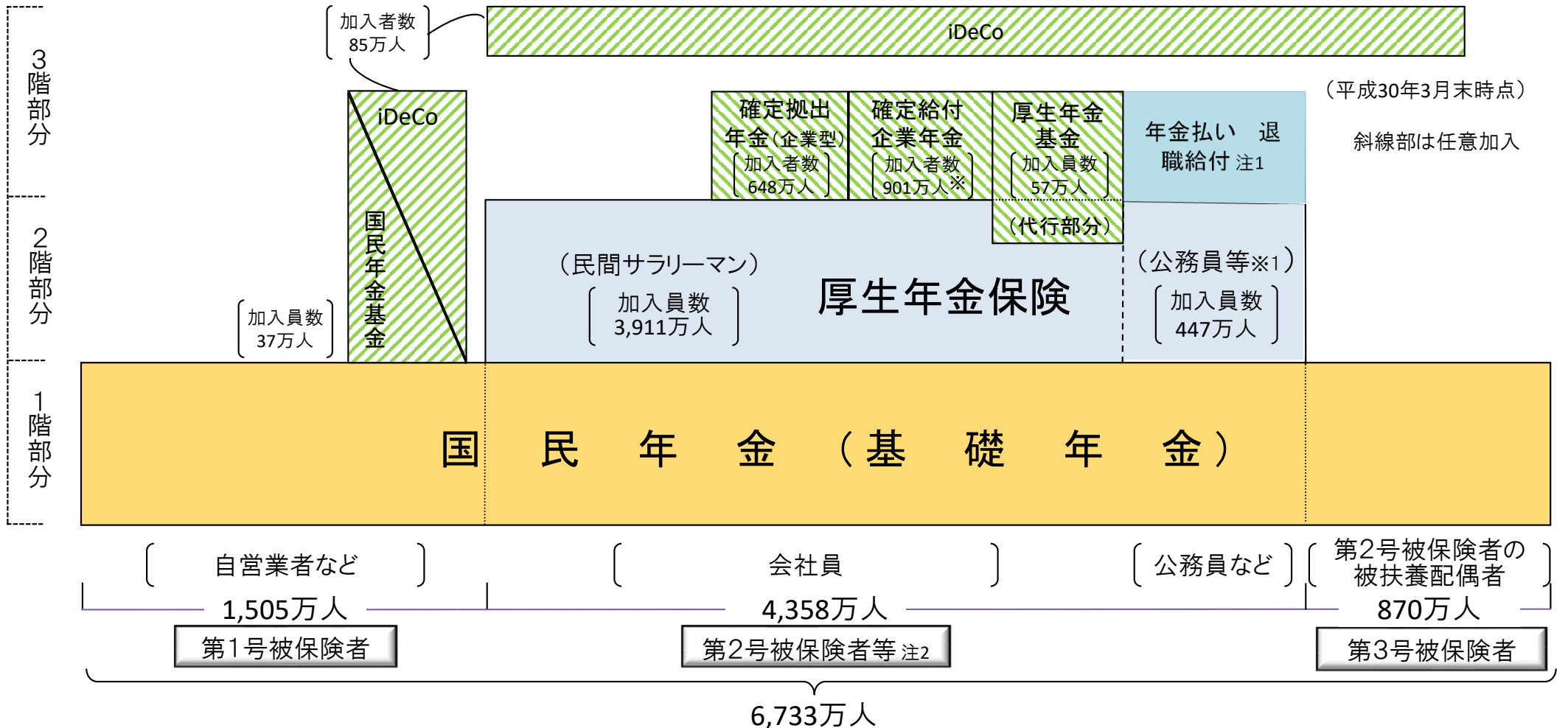


2019(令和元)年公的年金財政検証について

令和元年9月
厚生労働省年金局数理課長 山内孝一郎

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)
- また、希望する者は、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の私的年金に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。(3階部分)



注1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。

ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

注2 第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

公的年金の規模と役割

国民

○公的年金加入者数(29年度末) 6,733万人

第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者



1,505万人



4,358万人



889万人

○受給権者数(29年度末) 4,077万人

・老齢基礎年金 (28年度)
平均額:月5.5万円

・老齢厚生年金
1人あたり平均額:月15.0万円
(基礎年金を含む)



保険料

38.9兆円(平成31年度予算ベース)

国民年金保険料 : 16,410円(H31.4~)
厚生年金保険料率: 18.3%(H29.9~)(労使折半)
Ex) 標準報酬月額が34万円であれば、31,110円
(=34万円×18.3%×1/2)を、本人が月々負担。
※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの

年金給付

55.1兆円(平成31年度予算ベース)

参考) 国の一般歳出
58.9兆円(平成30年度予算)

年金制度

国民年金
厚生年金

年金積立金資産額
(国民年金、厚生年金)
(平成29年度末)
164.1兆円(時価ベース)

国等

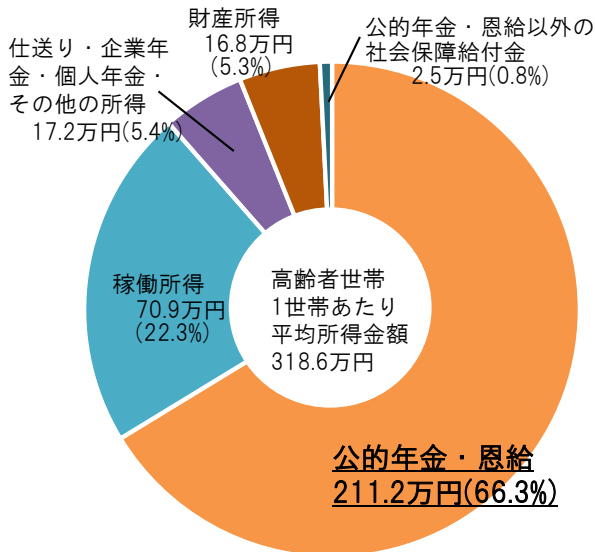
年金への
国庫負担

13.0兆円
(平成31年度
予算ベース)

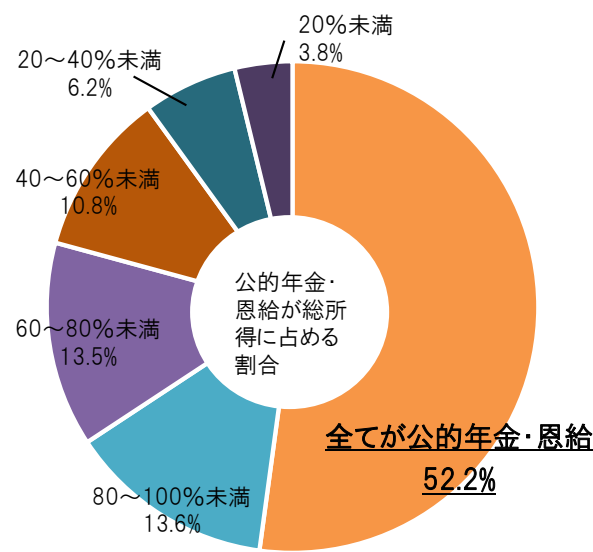
※ 保険料額・年金給付額・国庫負担額(平成30年度予算ベース)については、共済年金を含む公的年金制度全体の額を計上

年金の役割

年金は高齢者世帯の収入の約7割



5割を超える高齢者世帯が年金収入だけで生活



地域経済を支える役割(家計消費の2割が年金の地域も)

(対県民所得費上位7県)

都道府県名(高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
鳥取県(31.0%)	18.5%	21.1%
山口県(33.4%)	17.4%	22.9%
秋田県(35.6%)	17.2%	20.0%
島根県(33.6%)	17.1%	22.7%
奈良県(30.3%)	16.6%	18.2%
愛媛県(32.1%)	16.6%	20.1%
高知県(34.2%)	16.2%	19.8%

高齢化率:総務省「人口推計」(平成29年10月1日現在)
都道府県別年金総額:厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」(平成27年度)をもとに作成(厚生年金保険、国民年金及び福祉年金の受給者の年金総額)
県民所得・家計最終消費支出:内閣府「県民経済計算」(平成27年度)

(注)両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

(資料)平成29年国民生活基礎調査(厚生労働省)

主な年金制度改正(年表)

制度の創成	昭和17(1942)年	労働者年金保険法の発足 (昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称)
	昭和29(1954)年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36(1961)年	国民年金法の全面施行(国民皆年金)
制度の充実	昭和40(1965)年	1万円年金
	昭和44(1969)年	2万円年金
	昭和48(1973)年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への 対応	昭和60(1985)年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成 2(1990)年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成 6(1994)年	厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上げ等
	平成 9(1997)年	三共済(JR共済・JT共済・NTT共済)を厚生年金に統合
	平成12(2000)年	厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し(物価スライドのみ)等
	平成14(2002)年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16(2004)年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等
	平成21(2009)年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
	平成24(2012)年	消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者等に対する福祉的な給付等
平成28(2016)年	マクロ経済スライドの見直し(未調整部分の繰越し)、賃金・物価スライドの見直し(賃金変動に合わせた改定の徹底) 等	

(参考) 財政再計算の歴史

再計算実施年	改正概要	改正前 保険料率 ＜標準報酬ベース＞	改正後の 保険料率 ＜標準報酬ベース＞	最終保険料率・到達年 (括弧内は、改正なかりせば) ＜標準報酬ベース＞	人口・経済の 諸前提	モデル 年金の水準 (標準的な年金額の 対標準報酬比)
S48年	○ 5万円年金の実現 ○ 賃金再評価・物価スライド制の導入	6.4%	7.6%	19.6%・2008年	出生率 2.23(2025年) 物価上昇 5.0% 賃金上昇 7.0%	62% (5.2万円)
S51年		7.6%	9.1%	20.7%・2006年	出生率 2.10(2025年) 物価上昇 — 賃金上昇 6.0%	64% (9.0万円)
S55年	※ 厚生年金の支給開始年齢の引上げを議論するも、制度改正の規定を法案に盛り込むには至らず。	9.1%	10.6%	35.4%・2021年	出生率 2.10(2025年) 物価上昇 5.0% 賃金上昇 7.0%	68% (13.6万円)
S59年 (S60改正)	○ 基礎年金制度の導入	10.6%	12.4%	28.9%・2021年 (38.8%)	出生率 2.09(2025年) 物価上昇 3.0% 賃金上昇 5.0%	69% (17.6万円)
H元年	○ 完全自動物価スライド制の導入 ※ 厚生年金の支給開始年齢の引上げを提案するも具体的な制度改正には至らず。	12.4%	14.5% 注)H2年12月までは、14.3%	31.5%・2020年 【参考値】厚生年金の支給開始年齢を引き上げた場合 26.1%	出生率 2.00(2025年) 物価上昇 2.0% 賃金上昇 4.1%	69% (19.7万円)
H6年	○ 厚生年金の定額部分の支給開始年齢引上げ ○ 報酬比例部分について、可処分所得スライドを導入	14.5%	17.35% 注)H8年9月までは、16.5%	29.8%・2024年 (34.8%)	出生率 1.80(2025年) 物価上昇 2.0% 賃金上昇 4.0%	68% (23.1万円)
H11年 (H12改正)	○ 厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引上げ ○ 厚生年金の報酬比例部分の給付水準を5%適正化 ○ 既裁定年金を賃金スライドから物価スライドに改正	17.35% ↓ 対年収(総報酬) ≪13.58%≫	17.35%(※1) (未曾有の経済危機からの回復過程にあることを考慮し、保険料率の引上げが凍結)	27.8%・2024年 ↓ (34.5%) 対年収(総報酬) ≪21.6%≫	出生率 1.61(2025年) 物価上昇 1.5% 賃金上昇 2.5%	59%(※) (23.8万円)

給付の充実

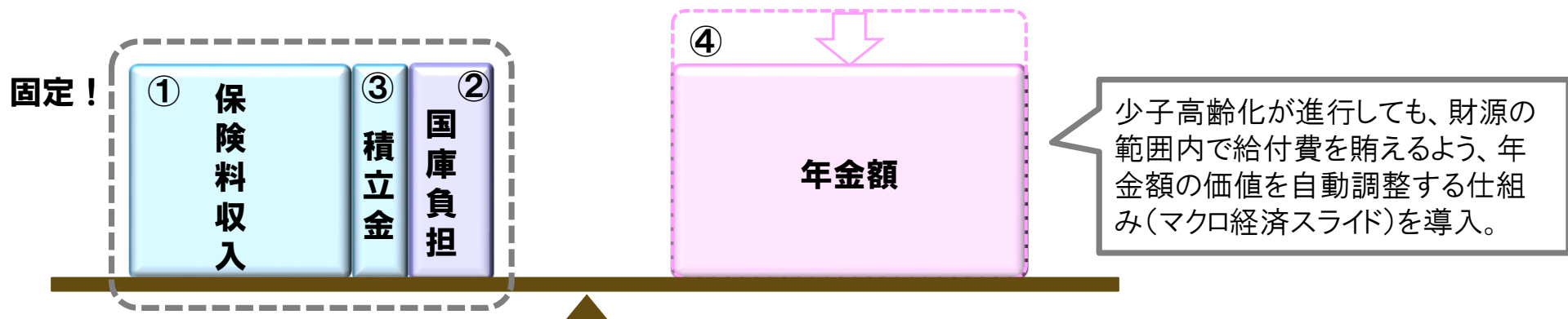
給付の適正化

注1) 保険料率については、基本的に、男子の保険料率を記載
注2) S48年とS51年の賃金は、長期的な見通しとしての数値を記載
注3) モデル年金の水準の括弧内は、再計算時の価格表示。S60改正以後のモデル年金の水準については、成熟時における年金水準・年金額を記載

※) 手取り総報酬に対する新規裁定の年金額の割合

2004(平成16)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 2004(平成16)年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

2017(平成29)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

・厚生年金 : 18.3%(労使折半) (2004(平成16)年10月から毎年0.354%引上げ)

・国民年金 : 17,000円※2004年度価格 (2005(平成17)年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料 : 16,410円(2019年4月~)

※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

[2009(平成21)年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。]

③ 積立金の活用

[概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。]

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

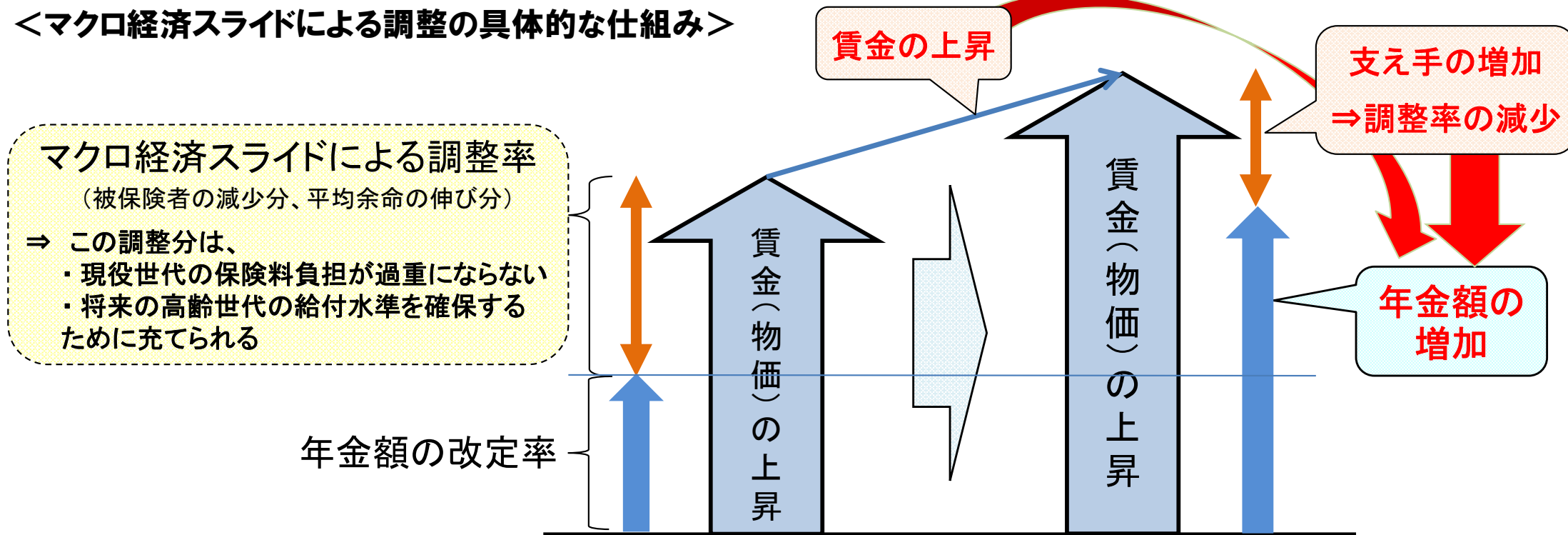
[現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。]

※標準的な厚生年金の所得代替率:61.7%(2019年度) ⇒ 51.9%~50.8%(2046~2047年度) <2019年財政検証・ケースI~III>

「マクロ経済スライド」の考え方

- 「賃金再評価」や「物価スライド」の改定率から、現役被保険者の減少率を基本とした「調整率」を控除して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み
- 経済成長の果実をすべて年金に反映するのではなく、将来世代の過重な負担の防止や給付水準の確保にその一部を充当する考え方
 - ※ 現役世代の負担する保険料水準は13.58%(~2004.9)から上限の18.3%(2017.9~)に引上げ完了
- 長期的な年金の給付と負担のバランスを確保するためには、この調整は不可欠であるが、一定水準の経済成長があれば、また、就業者が増加し支え手(被保険者)が増えれば、必要な調整を行った上で年金額を増加することも可能となる。

<マクロ経済スライドによる調整の具体的な仕組み>



<調整率の算定>

調整率は、毎年度、以下の計算式で算定

『公的年金全体の被保険者の減少率(直近3か年度の実績値の平均値) + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)』

公的年金の財源と給付の内訳(年度別の構成割合) <ケースⅢ>

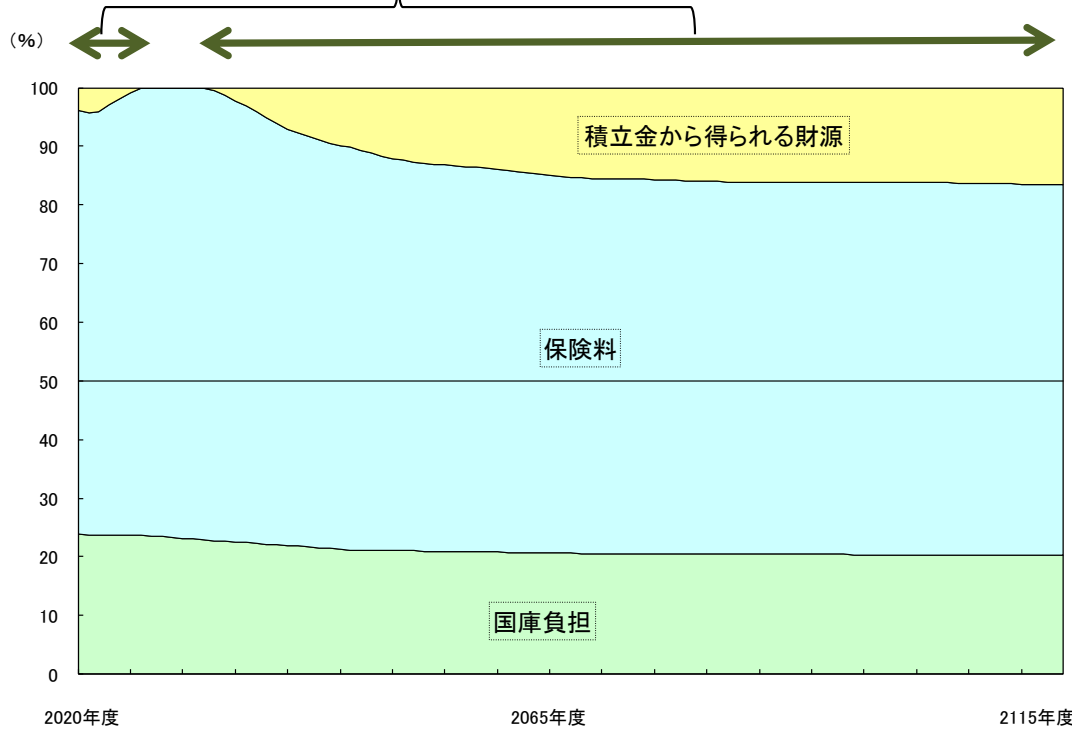
【厚生年金＋国民年金】 2019(令和元)年財政検証 <経済:ケースⅢ 人口:中位>

長期的な経済前提(ケースⅢ)

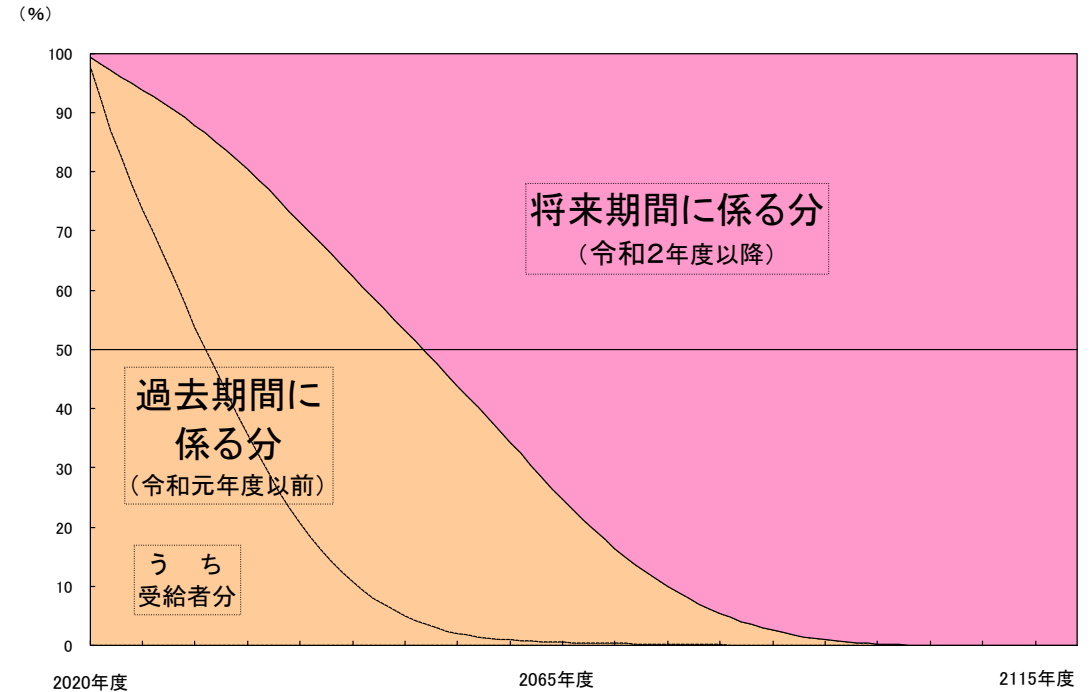
物価上昇率	1.2%
賃金上昇率(実質<対物価>)	1.1%
運用利回り(スプレッド<対賃金>)	1.7%

<年度別の財源の構成割合>

積立金の活用が必要な期間



<年度別の給付の構成割合>



財政検証について

2004(平成16)年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%)
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

← 人口や経済の動向

財政検証 →

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
- 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2019年度:	61.7%	13.0万円	9.0万円	35.7万円
---------	-------	--------	-------	--------

2019(令和元)年財政検証の諸前提

人口の前提 — 「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所) 【低位・中位・高位】

合計特殊出生率		平均寿命	
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)	2065年
1.45	出生高位 1.65	男 80.75 女 86.99	死亡高位 (余命の延びが小さい)
	出生中位 1.44		死亡中位
	出生低位 1.25		死亡低位 (余命の延びが大きい)
			男 83.83 女 90.21 男 84.95 女 91.35 男 86.05 女 92.48

【前回との比較(中位推計)】

- 出生率は**向上** 1.35(2060) ⇒ 1.44(2065)
- 平均寿命は**伸長**
 {男 84.19 / 女 90.93} (2060) ⇒ {男 84.95 / 女 91.35} (2065)
- 高齢化率**低下** 40.4%(2065) ⇒ 38.4%(2065)

労働力の前提 — 「労働力需給の推計」(2019年3月、(独)労働政策研究・研修機構)

【経済成長と労働参加が進むケース、経済成長と労働参加が一定程度進むケース、経済成長と労働参加が進まないケース】

経済の前提 — 社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討

⇒ 長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした【幅の広い6ケース】

※ 長期の前提のTFP上昇率は、内閣府試算の設定、過去30年の実績、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲を踏まえ設定

	将来の経済状況の仮定	経済前提					(参考) 経済成長率 (実質) 2029年度以降 20~30年	
		労働力率	全要素生産性 (TFP) 上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		
						実質 <対物価>		スプレッド <対賃金>
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現 ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算 「ベースライ ンケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 一定程度進む ケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ			0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

【前回との比較】

- 労働参加は**進展**(労働参加が進むケース)
 就業率 58.4%(2030) ⇒ 60.9%(2040)
- 経済前提は**控えめ**に設定 (長期の前提)
 - ・TFP上昇率
 1.8%~1.0%(ケースA~E) ⇒ 1.3%~0.9%(ケースⅠ~Ⅲ)
 - ・実質賃金上昇率<対物価>
 2.3%~1.3%(ケースA~E) ⇒ 1.6%~1.1%(ケースⅠ~Ⅲ)
 - ・実質運用利回り<対物価>
 3.4%~3.0%(ケースA~E) ⇒ 3.0%~2.8%(ケースⅠ~Ⅲ)
 - ・実質的な運用利回り<スプレッド(対賃金)>
 1.7%~1.1%(ケースA~E) ⇒ 1.7%~1.4%(ケースⅠ~Ⅲ)

その他の制度の状況等に関する前提 — 被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定

2014年財政検証と2019年財政検証の諸前提の比較

	要因	2014年検証	2019年検証	変化
足下の実績	被保険者数	【経済再生ケース】 6,635万人(2014年度) → 6,521万人(2017年度)	【実績】 6,722万人(2014年度) → 6,743万人(2017年度)	増加
	物価上昇率・ 実質賃金 上昇率	【経済再生ケース】 物価 2.4%(2014～2018年平均) 実質賃金 ▲0.2%(2014～2017年度平均)	【実績】 物価 1.0%(2014～2018年平均) 実質賃金 ▲0.6%(2014～2017年度平均)	低下
	スプレッド (賃金上昇率を 上回る運用利回り)	【経済再生ケース】 ▲0.4%(2014～2017年度平均)	【実績】 4.5%(2014～2017年度平均)	上昇

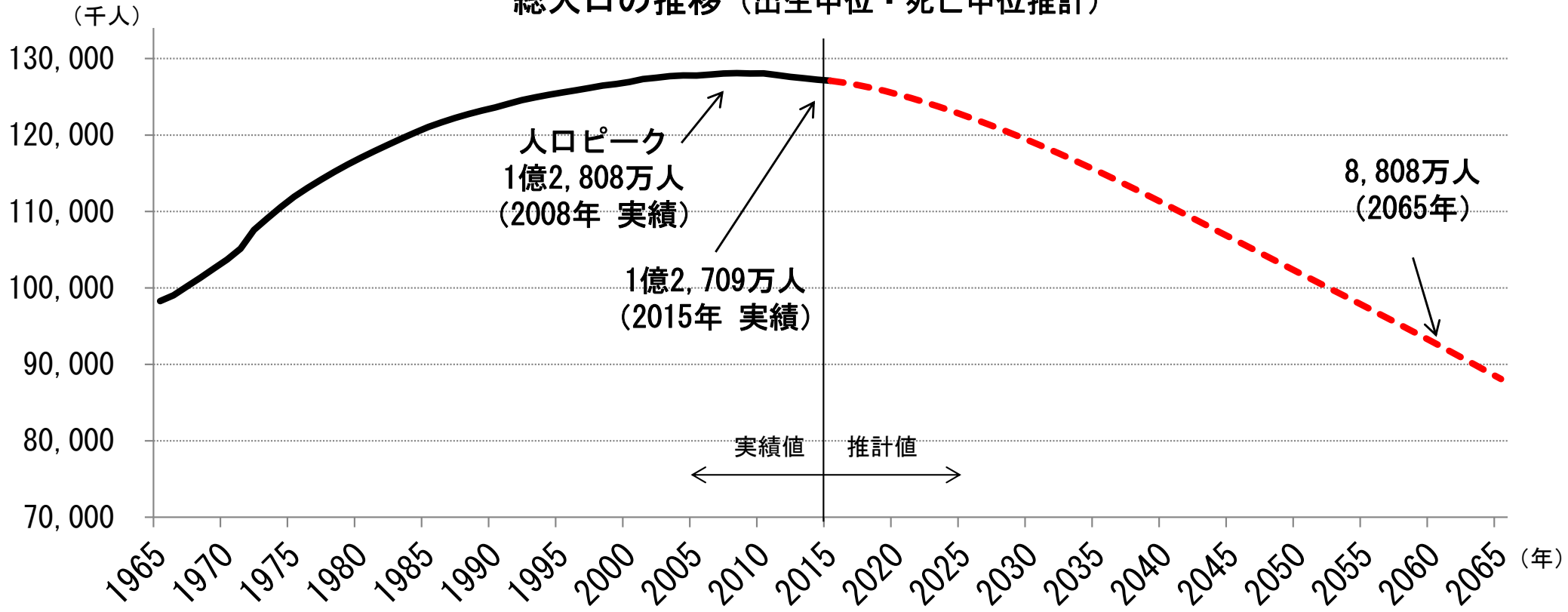
	人口要素	出生率	(2010年実績) (2060年中位推計) 1.39 → 1.35	(2015年実績) (2065年中位推計) 1.45 → 1.44	高く設定
		平均寿命	(2010年実績) (2060年中位推計) 男:79.55年 → 男:84.19年 女:86.30年 → 女:90.93年	(2015年実績) (2065年中位推計) 男:80.75年 → 男:84.95年 女:86.99年 → 女:91.35年	長く設定
将来の仮定	経済要素	就業率	【ケースA～E(経済再生・労働参加進展シナリオ)】 (2012年実績) (2030年推計) 56.5% → 58.4%	【ケースⅠ～Ⅲ(成長実現・労働参加進展シナリオ)】 (2017年実績) (2040年推計) 58.8% → 60.9%	高く設定
		実質賃金 上昇率 <対物価>	○2023年度までの前提 【ケースA～E(経済再生ケース)】 (2014年度) (2019年度) (2023年度) ▲1.6% → 1.8% → 2.1%	○2028年度までの前提 【ケースⅠ～Ⅲ(成長実現ケース)】 (2019年度) (2023年度) (2028年度) 0.4% → 1.2% → 1.3%	低く設定
			○2024年度以降の前提 【ケースA～E】 2.3～1.3%	○2029年度以降の前提 【ケースⅠ～Ⅲ】 1.6%～1.1%	低く設定
		スプレッド (賃金上昇率を 上回る運用利回り)	○2023年度までの前提 【ケースA～E(経済再生ケース)】 (2014年度) (2019年度) (2023年度) 0.3% → ▲0.2% → 0.8%	○2028年度までの前提 【ケースⅠ～Ⅲ(成長実現ケース)】 (2019年度) (2023年度) (2028年度) 0.6% → ▲1.2% → ▲0.7%	低く設定
○2024年度以降の前提 【ケースA～E】 1.1～1.7%	○2029年度以降の前提 【ケースⅠ～Ⅲ】 1.4%～1.7%		同程度		

(参考1)人口の前提

合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の3通りをそれぞれ設定。

合計特殊出生率		平均寿命	
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)	2065年
1.45	<ul style="list-style-type: none"> 出生高位 1.65 出生中位 1.44 出生低位 1.25 	<ul style="list-style-type: none"> 男 80.75 女 86.99 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡高位 (余命の延びが小さい) <ul style="list-style-type: none"> 男 83.83 女 90.21 死亡中位 <ul style="list-style-type: none"> 男 84.95 女 91.35 死亡低位 (余命の延びが大きい) <ul style="list-style-type: none"> 男 86.05 女 92.48

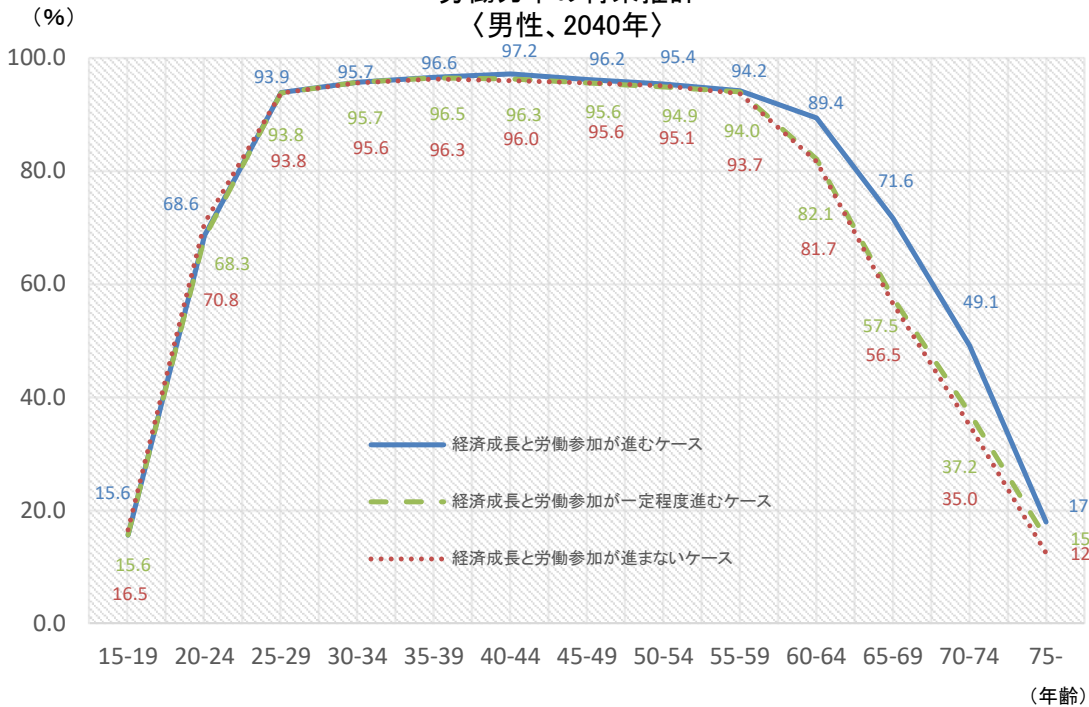
総人口の推移 (出生中位・死亡中位推計)



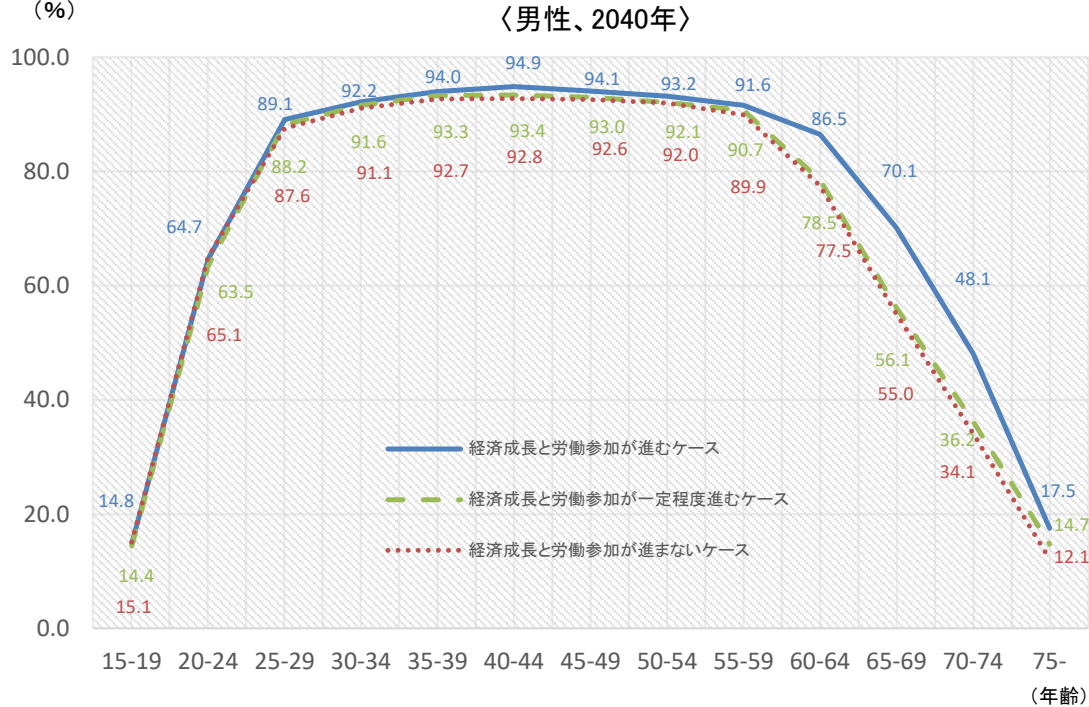
(出典) 「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所)

(参考2) 労働力率等の前提

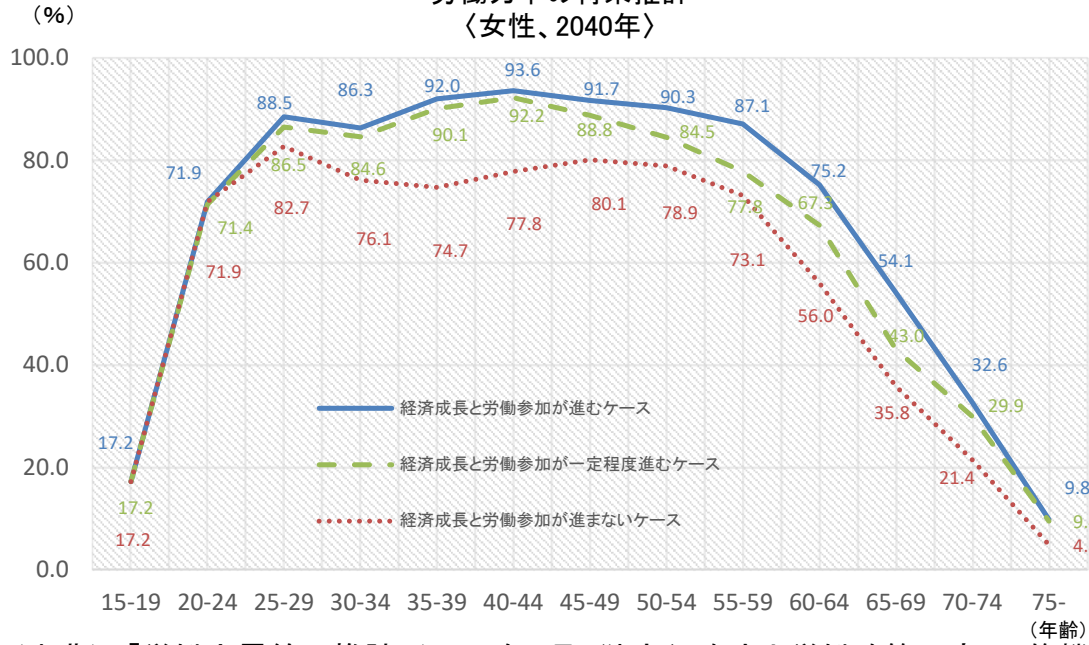
労働力率の将来推計
〈男性、2040年〉



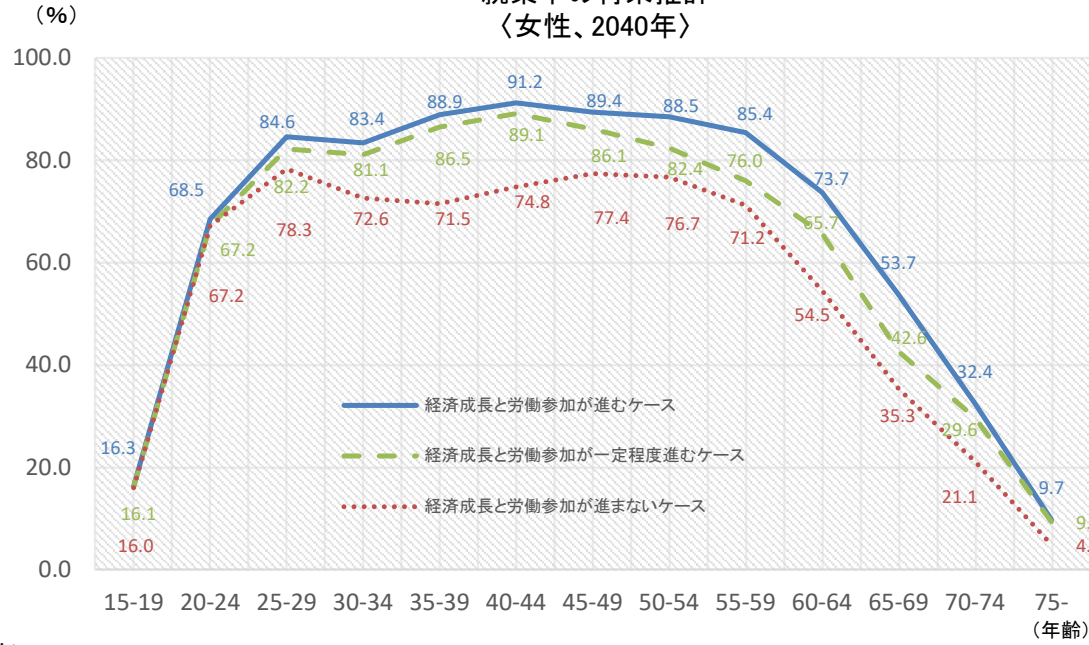
就業率の将来推計
〈男性、2040年〉



労働力率の将来推計
〈女性、2040年〉

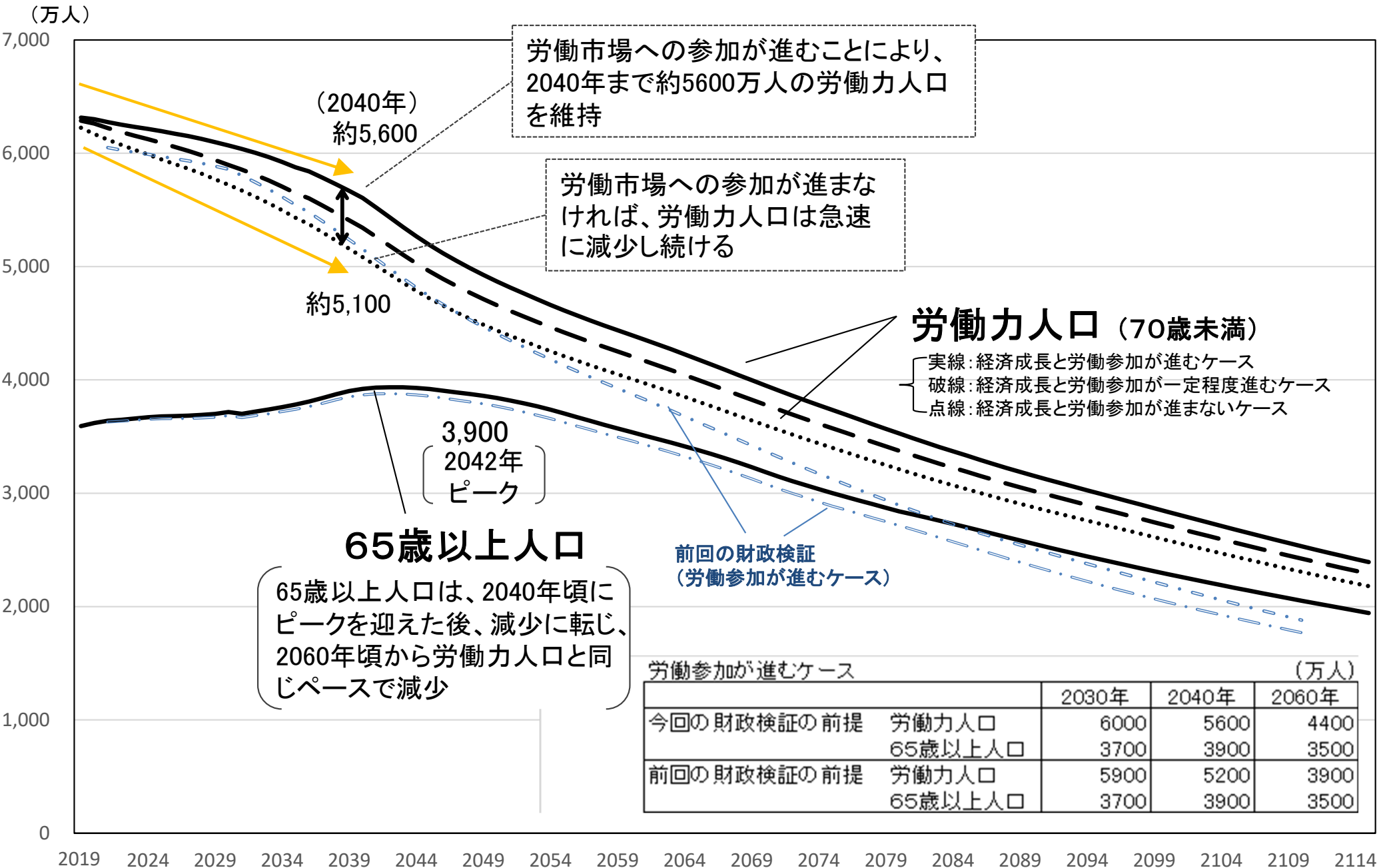


就業率の将来推計
〈女性、2040年〉



(出典) 「労働力需給の推計」(2019年3月、独立行政法人労働政策研究・研修機構)

(参考3) 労働力人口と65歳以上人口の推移



注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)
 注2: 労働力人口は、被用者年金の被保険者とならない70歳以上を除く。

(参考4) 経済前提の設定の基本的な考え方

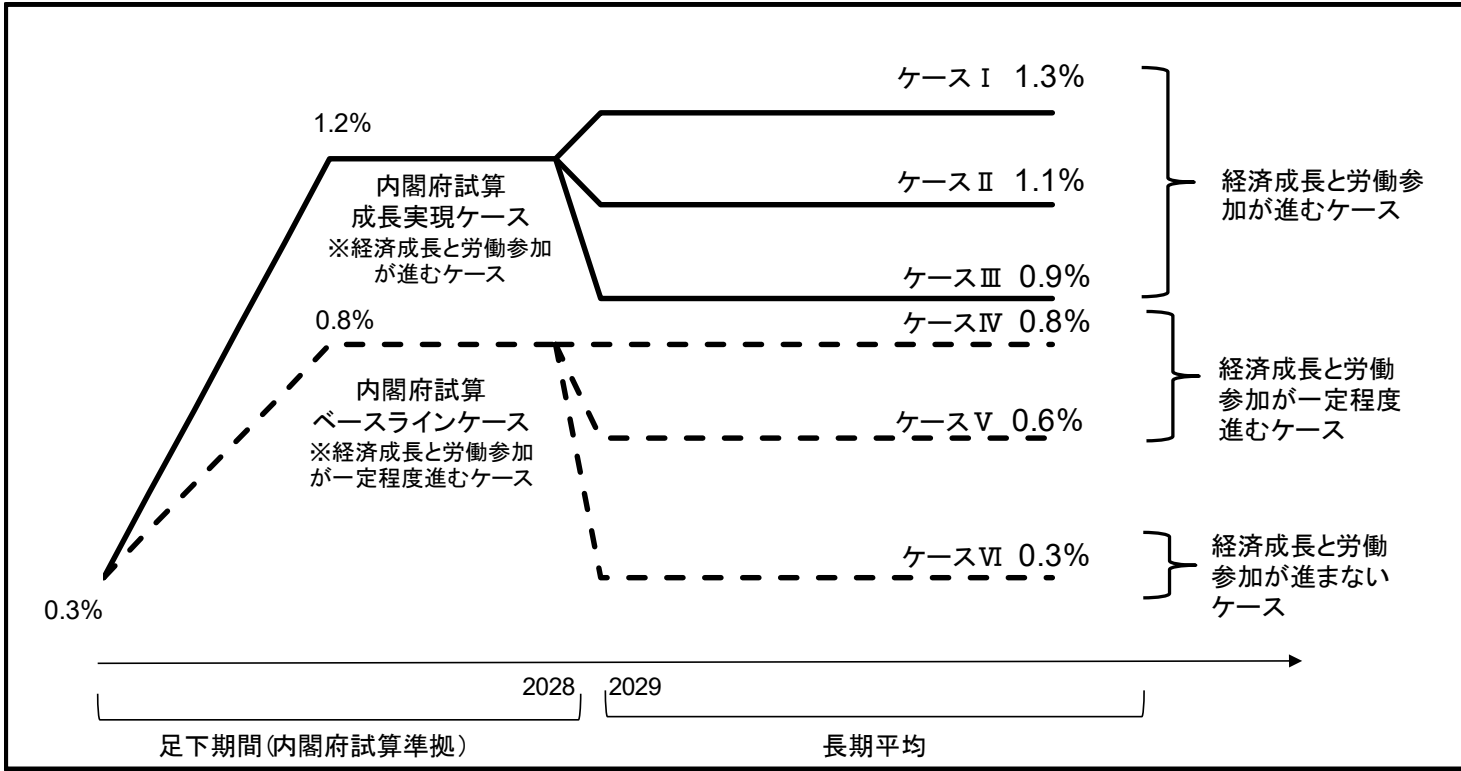
- 財政検証に用いる経済前提^(※)については、透明性を確保するため、経済金融の専門家による専門委員会を設け、公開の場における長期間の議論(第1回2017年7月～第10回2019年3月)の結果を基に設定

※ 物価上昇率、賃金上昇率、年金積立金の運用利回り

- 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2019年1月及び7月)や労働力需給の推計(2019年3月)に整合的に設定
- 足下(2028年度まで)の経済前提は内閣府試算(2019年7月)に準拠して設定
- 長期(2029年度以降)の経済前提はマクロ経済に関する試算(コブ・ダグラス型生産関数を用いた長期的な経済成長率等の推計)に基づいて設定

※ 長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率(技術進歩等)を軸に幅の広い6ケースを設定。TFP上昇率は、内閣府試算の仮定、過去30年の実績の分布、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲(1.2%~0.3%)を踏まえ設定。

<経済前提の設定イメージ>



それぞれのケースに対応した物価、賃金、運用利回りを設定

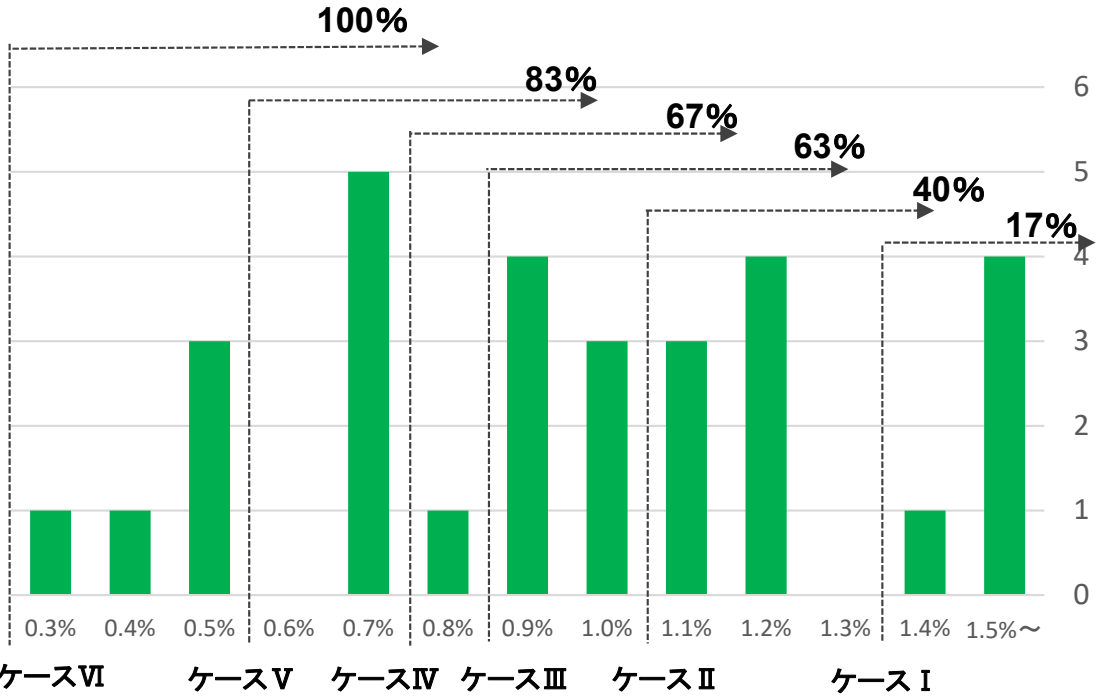
(参考5) 全要素生産性 (TFP) 上昇率の仮定と実績の比較

過去30年間(1988~2017年度)の全要素生産性(TFP)上昇率の分布をみると、

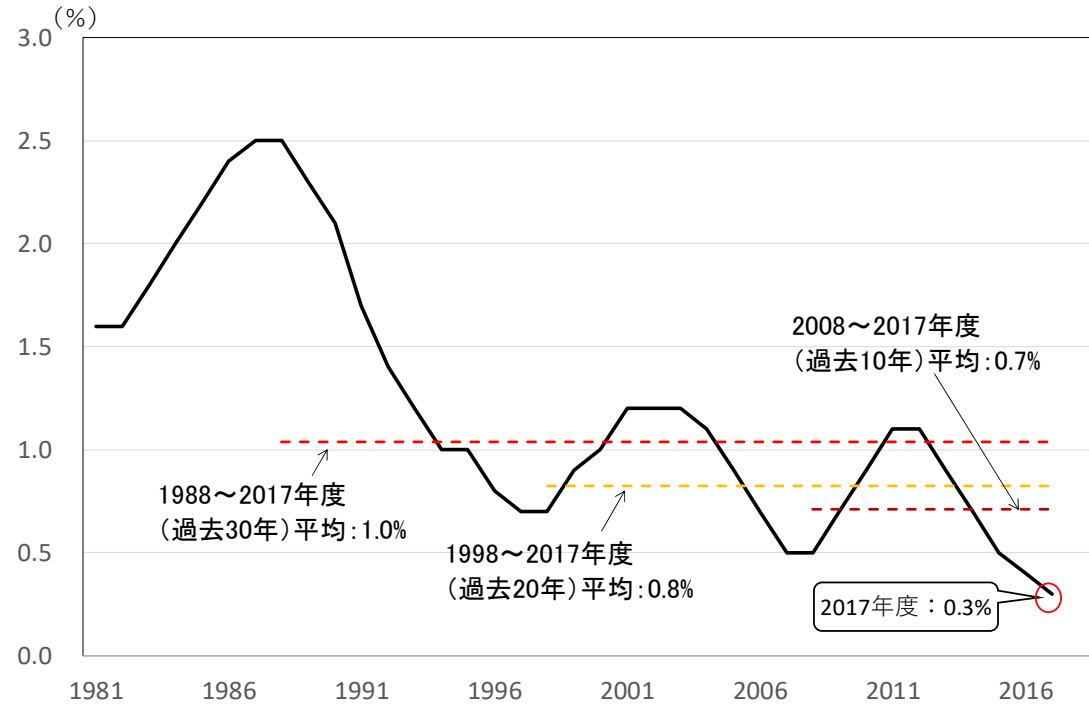
- ・ケースⅠの1.3%以上は17%(約2割)
- ・ケースⅡの1.1%以上は40%(約4割)
- ・ケースⅢの0.9%以上は63%(約6割)
- ・ケースⅣの0.8%以上は67%(約7割)
- ・ケースⅤの0.6%以上は83%(約8割)
- ・ケースⅥの0.3%以上は100%(10割)を占める。

- 全要素生産性(TFP)上昇率の推移をみると、1990年以前は1.5%以上の水準にあったが、1990年代後半以降は、0.3~1.2%の間を推移している。
- 全要素生産性(TFP)上昇率の前提(1.3%~0.3%)は、おおむねバブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲(1.2%~0.3%)で設定。

TFP上昇率の分布(1988~2017年度)



TFP上昇率の推移(1981~2017年度)



(出典) 月例経済報告(内閣府)の2018年10-12月期四半期別GDP速報(1次速報値)

2019 (令和元) 年財政検証結果のポイント

2004 (平成16) 年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

少子高齢化が進行する中、将来世代の負担が過重なものとなることを避けるために、将来にわたって保険料水準を固定しつつ、その範囲内で給付を賄えるよう「マクロ経済スライド」により年金の給付水準を調整する仕組みを導入。これにより、長期的な給付と負担のバランスをとりつつ、将来にわたって年金の給付水準を確保。

- ① 上限を固定した上での保険料の引上げ (保険料水準の上限: 国民年金17,000円^(※) (2004年度価格)、厚生年金18.3%)
 - ② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ
 - ③ 積立金の活用 (概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、積立金を活用して後世代の給付に充当)
- ⇒ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み (マクロ経済スライド) の導入 (※) 産前産後期間の保険料免除による保険料の引き上げ100円分含む。

人口や経済の動向

財政検証

少なくとも5年ごとに、
○ 財政見通しの作成
○ マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成
を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

2019 (令和元) 年財政検証結果のポイント <新しい将来推計人口と幅広い経済前提の設定に基づき試算。また、オプション試算も実施>

- ① 経済成長と労働参加が進むケース (ケースI~III) では、
 - ・ マクロ経済スライド終了時に、所得代替率は50%以上を維持
 - ・ マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加

- ② 経済成長と労働参加が一定程度進むケース (ケースIV・V) では、
 - ・ 2040年代半ばに所得代替率50%に到達する。
(その後も機械的に調整した場合、マクロ経済スライド終了時に、所得代替率は40%台半ば)
 - ・ マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばいないし微減

※ 経済成長と労働参加が進まないケースVIでは、機械的に調整した場合、2052年度に国民年金の積立金がなくなり、完全賦課方式に移行。ただし、ケースVIは、長期にわたり実質経済成長率▲0.5%が続く設定であり、年金制度のみならず、日本の経済・社会システムに幅広く悪影響が生じ、回避努力が必要。

⇒ 経済成長と労働参加を促進することが、年金の水準確保のためにも重要

オプション試算A (被用者保険の更なる適用拡大)
・ 適用拡大を125万人、325万人、1,050万人の3つのケースで試算

⇒ 適用拡大は、所得代替率や、基礎年金の水準確保に効果が大きい。

オプション試算B (保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択)

- ・ 基礎年金の加入期間の延長
- ・ 在職老齢年金の見直し
- ・ 厚生年金の加入年齢の上限の引上げ
- ・ 就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大について試算

⇒ 就労期間・加入期間を延長することや、繰下げ受給を選択することは、年金の水準確保に効果が大きい。

2019年財政検証結果

○ 前回の財政検証と同様に、経済成長と労働参加が進むケースでは、マクロ経済スライド調整後も**所得代替率50%を確保**

※ 経済前提は、前回よりも控えめに設定（実質賃金上昇率 前回：2.3%～0.7% → 今回：1.6%～0.4%）

※ 労働供給は、前回よりも労働参加が進む前提（就業率 前回：2030年推計：58.4% → 今回：2040年推計：60.9%）[労働参加が進むケース]

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2019年度： **61.7%** 13.0万円 9.0万円 35.7万円

所得代替率

経済成長率
(実質)
2029年度以降
20～30年

経済前提

給付水準調整終了後の
標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の
終了年度

高

ケースⅠ **51.9%** (2046(令和28)年度)

ケースⅡ **51.6%** (2046(令和28)年度)

ケースⅢ **50.8%** (2047(令和29)年度)

ケースⅣ (50.0%) (2044(令和26)年度)

(注)46.5% (2053(令和35)年度)

ケースⅤ (50.0%) (2043(令和25)年度)

(注)44.5% (2058(令和40)年度) (注)機械的に給付水準調整を進めた場合

ケースⅥ (50.0%) (2043(令和25)年度)

機械的に給付水準調整を進めると2052年度に国民年金の積立金がなくなり完全賦課方式に移行。
その後、保険料と国庫負担で賄うことができる給付水準は、所得代替率38%～36%程度

2014年財政検証
ケースA～E
51.0%～50.6%

ケースF～G(注)
45.7%～42.0%

ケースH
完全賦課方式での給付
水準は37%～35%程度

0.9%

0.6%

0.4%

0.2%

0.0%

▲0.5%

低

経済成長と労働
参加が進むケー
ス
(内閣府試算の
成長実現ケー
スに接続)

経済成長と労働
参加が一定程度
進むケース
(内閣府試算の
ベースライン
ケースに接続)

経済成長と労働
参加が進まない
ケース
(内閣府試算の
ベースライン
ケースに接続)

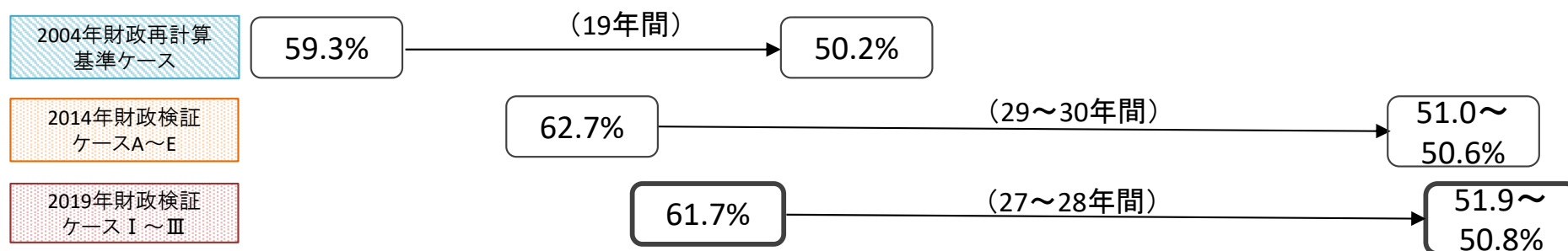
※ 2004(平成16)年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」とされているが、5年後の2024年度の所得代替率の見通しは60.9%～60.0%となっている。

所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化

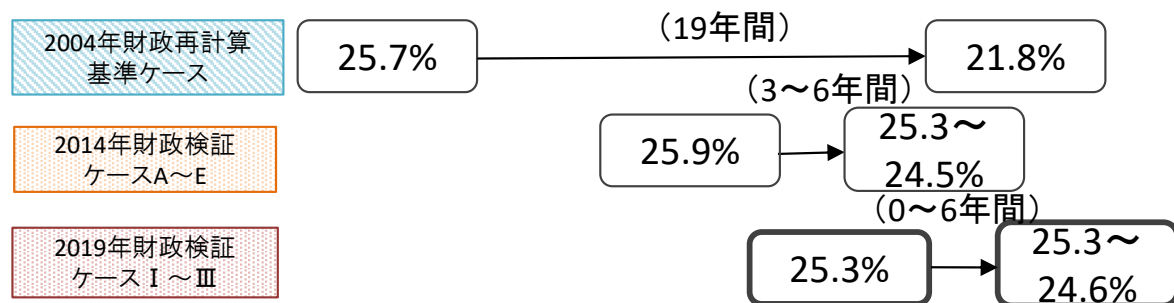
(経済成長と労働参加が進むケース)

- 足下の所得代替率は前回検証後にマクロ経済スライド調整が発動(累計1.4%)したこと等により低下。
- 一方、給付水準調整終了後の所得代替率は、経済成長と労働参加が進むケースⅠ～Ⅲと前回財政検証のケースA～E(労働市場への参加が進む経済再生ケース)を比較すると、出生率の改善や労働参加の進展等によりわずかに上昇。
- 一定の経済成長と労働参加が進めば将来的に所得代替率50%を確保できるが、報酬比例に比べ基礎年金の給付水準調整期間が長期化している点は前回財政検証と同様。

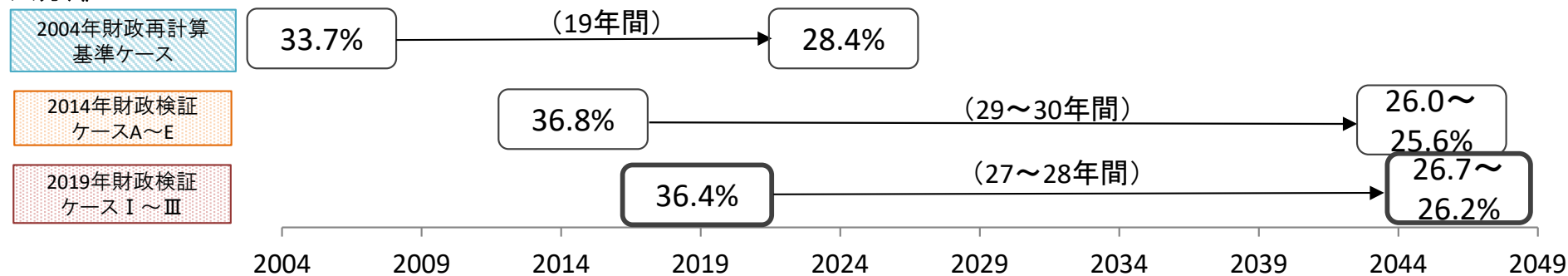
《所得代替率》



《厚生年金(報酬比例部分)》



《基礎年金(2人分)》



2019 (令和元) 年財政検証の結果について < 経済: ケースⅠ 人口: 中位 >

- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2046(令和28)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.9%』が維持される。なお、厚生年金は調整なしである。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

【経済(ケースⅠ)】

- ・物価上昇率 2.0%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.6%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 3.0%
- (参考)経済成長率(実質) 0.9%

【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2065) 1.44
- ・平均寿命(2065)
 - 男 84.95歳
 - 女 91.35歳

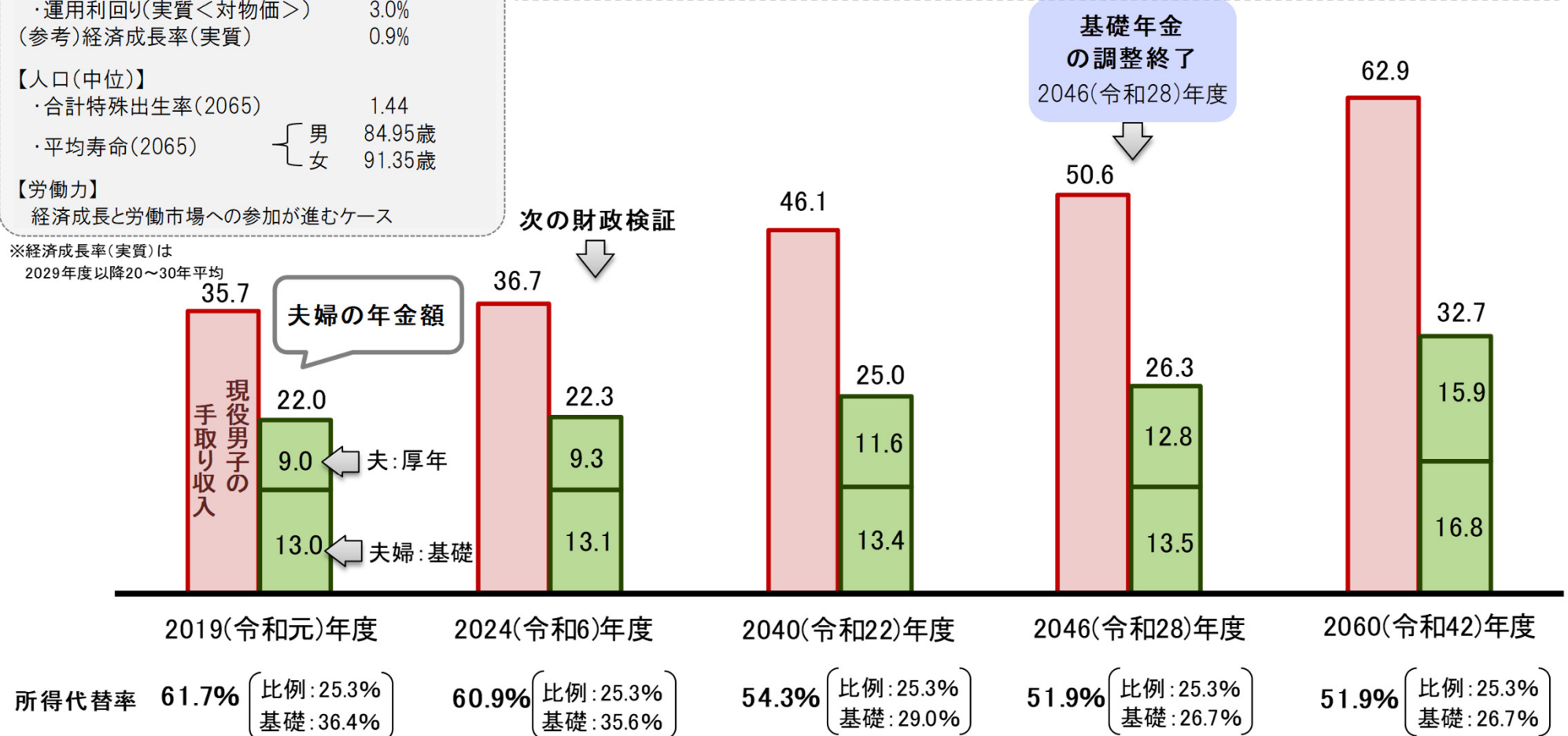
【労働力】

経済成長と労働市場への参加が進むケース

※経済成長率(実質)は
2029年度以降20~30年平均

単位: 万円(月額)

※ 年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。

既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

2019 (令和元) 年財政検証の結果について < 経済: ケースⅢ 人口: 中位 >

- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025(令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

【経済(ケースⅢ)】

・物価上昇率	1.2%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	1.1%
・運用利回り(実質<対物価>)	2.8%
(参考)経済成長率(実質)	0.4%

【人口(中位)】

・合計特殊出生率(2065)	1.44				
・平均寿命(2065)	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>84.95歳</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>91.35歳</td> </tr> </table>	男	84.95歳	女	91.35歳
男	84.95歳				
女	91.35歳				

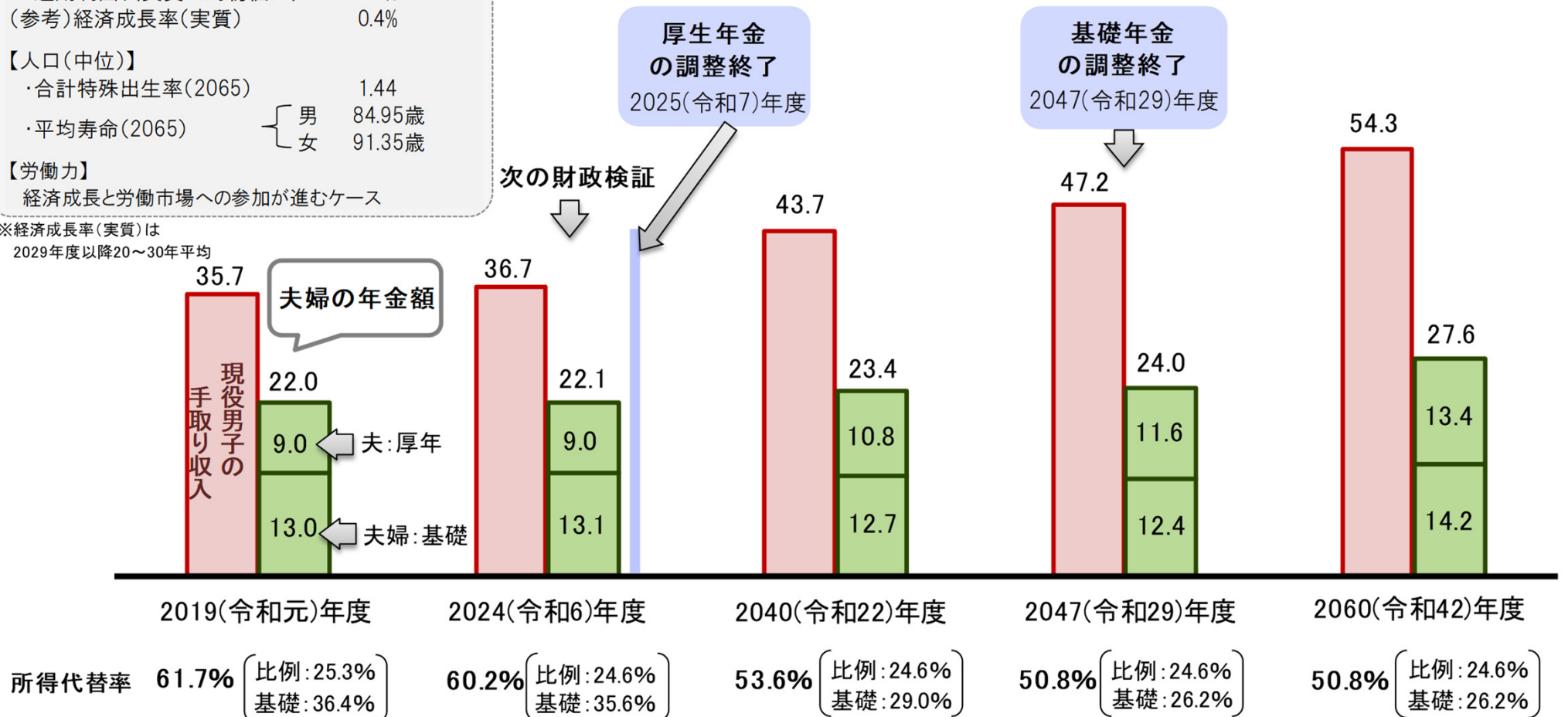
【労働力】

経済成長と労働市場への参加が進むケース

※経済成長率(実質)は
2029年度以降20~30年平均

単位: 万円(月額)

※ 年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したものを。

既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

2019 (令和元) 年財政検証の結果について <経済:ケースV 人口:中位>

- マクロ経済スライドによる調整で2043(令和25)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2058(令和40)年度』、『厚生年金で2032(令和14)年度』で終了し、『所得代替率44.5%』になる。
- 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いて微減。

【経済(ケースV)】

・物価上昇率	0.8%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	0.8%
・運用利回り(実質<対物価>)	2.0%
(参考)経済成長率(実質)	0.0%

【人口(中位)】

・合計特殊出生率(2065)	1.44				
・平均寿命(2065)	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>84.95歳</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>91.35歳</td> </tr> </table>	男	84.95歳	女	91.35歳
男	84.95歳				
女	91.35歳				

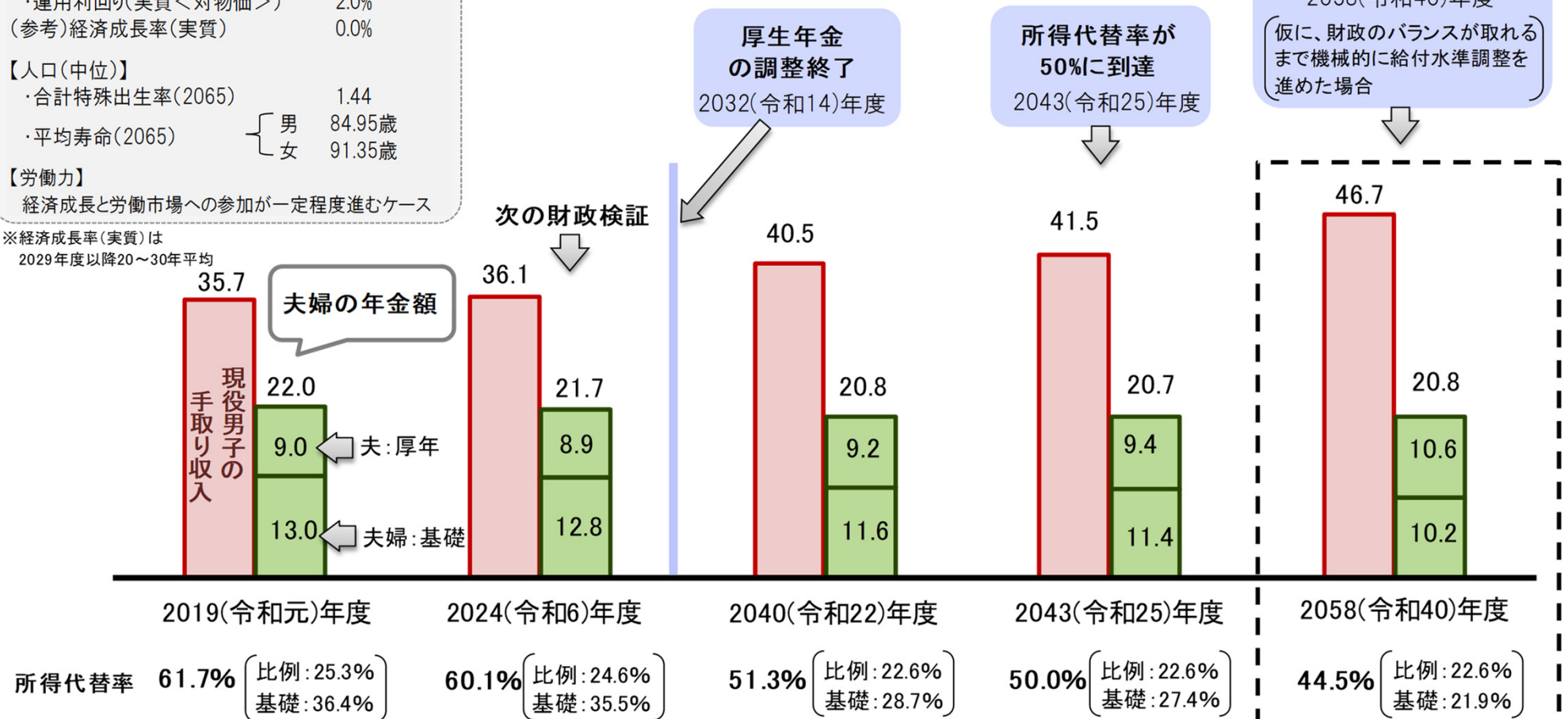
【労働力】

経済成長と労働市場への参加が一定程度進むケース

※経済成長率(実質)は
2029年度以降20~30年平均

単位:万円(月額)

※ 年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。

既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

オプション試算の内容

オプションA …被用者保険の更なる適用拡大

適用拡大①(125万人ベース)；被用者保険の適用対象となる現行の企業規模要件を廃止した場合

・所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合

適用拡大②(325万人ベース)；被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合

・対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外。

適用拡大③(1,050万人ベース)；一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大した場合

・学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ対象外)

オプションB …保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

- ① **基礎年金の拠出期間延長**；基礎年金給付算定時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合
- ② **在職老齢年金の見直し**；65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合
- ③ **厚生年金の加入年齢の上限の引き上げ**；厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
- ④ **就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大**；受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- ⑤ **就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大(オプションB-④に①～③の制度改革を加味)**；上記①～③の制度改革を仮定した上で、受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

注；上記④、⑤の試算において、70歳以上の繰下げ増額率は、現行の繰下げ増額率(1月当たり0.7%)を使用すると仮定

※ 参考試算として、2016年年金改革法による年金額改定ルールの効果計算

⇒ 2016年年金改革法による年金額改定ルールの見直し、「賃金が低下時に賃金変動に合わせて改定」、「マクロ経済スライド調整の見直し(キャリアオーバー)」のいずれも、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を短縮し、将来の年金受給者の給付水準の改善に寄与することを確認。

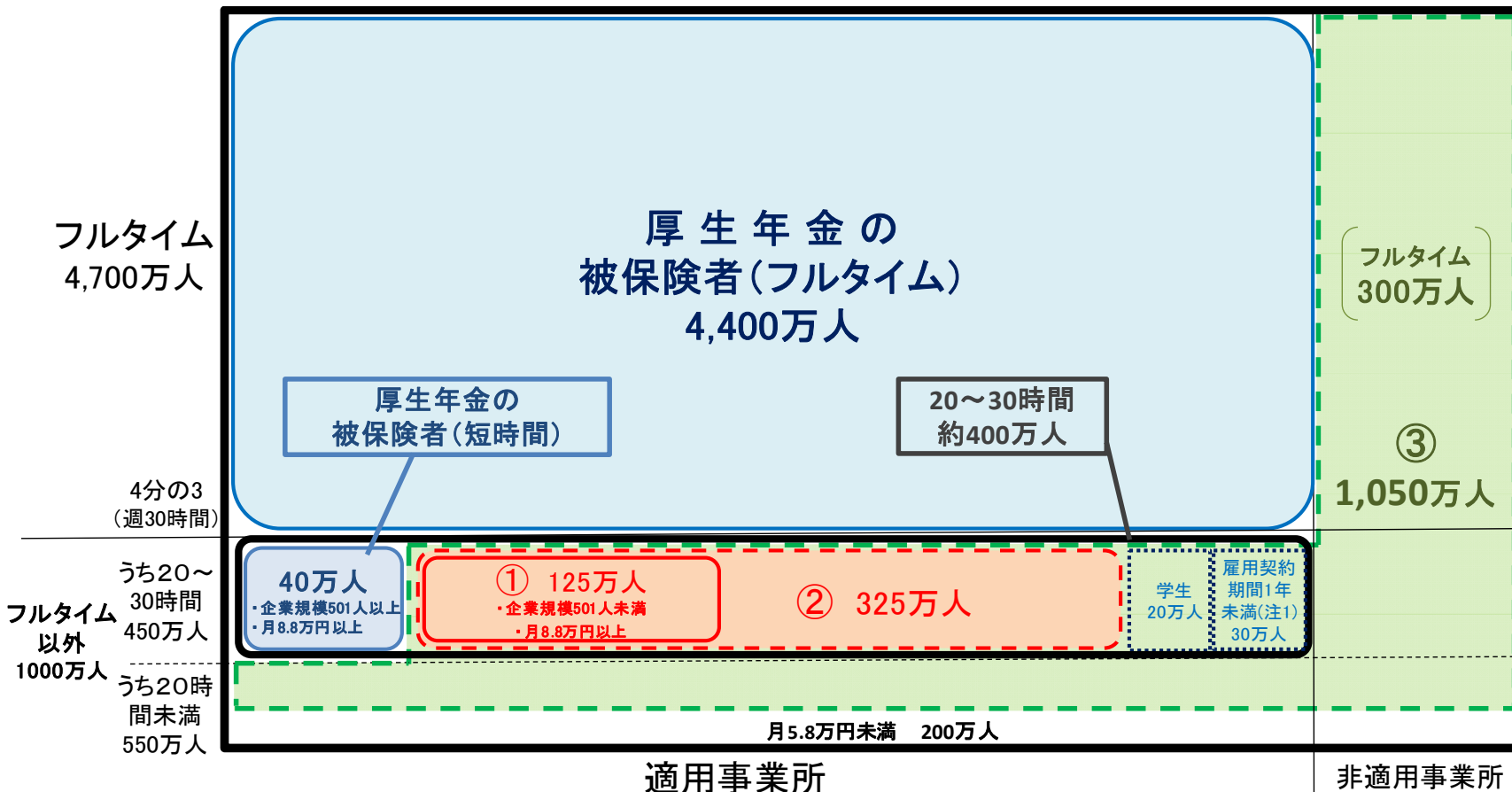
2019年財政検証オプション試算結果(オプションA)

○ 「被用者保険の適用拡大」が年金の給付水準を確保する上でプラス（特に、基礎年金にプラス）であることを確認

オプションA 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数【2018年度時点】

〔雇用者全体〕 5,700万人

※70歳以上を除く



【適用拡大者数(万人)】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	125	45	40	40
適用拡大②	325	90	155	80
適用拡大③	1,050	400	350	300

試算結果

給付水準調整後の
所得代替率

<>内は基礎年金分

現行: ケースⅠ、Ⅲ、Ⅴ
51.9%、50.8%、44.5%
< 26.7%、26.2%、21.9% >

適用拡大①
125万人ベース
(企業規模要件を廃止した場合)
52.4%、51.4%、45.0%
< 27.2%、26.8%、22.4% >

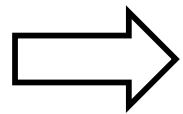
適用拡大②
325万人ベース
(賃金要件、企業規模要件を廃止した場合)
52.8%、51.9%、45.4%
< 27.8%、27.6%、22.9% >

適用拡大③
1,050万人ベース
(一定の賃金収入以上の全被用者へ拡大)
56.2%、55.7%、49.0%
< 31.6%、31.9%、27.2% >

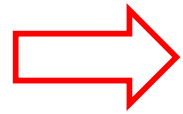
注1. 雇用契約期間1年未満の者のうち更新等で同一事業所で1年以上雇用されている者は除いている。

注2. 「労働力調査2018年平均」、「平成28年公的年金加入状況等調査」、「平成29年就業構造基本調査」の特別集計等を用いて推計したもの。

オプションB（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）の全体像



現行制度



オプションBの前提

	20～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～
人口	6,200万人	800万人	1000万人	750万人	1750万人
就業者数	5,100万人	500万人	450万人	200万人	150万人
雇用者数	4,750万人	450万人	350万人	150万人	70万人
厚生年金被保険者数	3,850万人	300万人	150万人	(注2)〔60万人〕	〔30万人〕
(1)国民年金の被保険者		オプションB-① 65歳に延長		オプションB-⑤は①～④の全て実施した場合	
(2)厚生年金の被保険者 (注3)				オプションB-③ 75歳に延長	
(3)受給開始時期の選択		繰上げ	繰下げ	オプションB-④ 75歳に延長	
(4)在職老齢年金		28万円基準		47万円基準	オプションB-② 基準の緩和・廃止

注1 人口、就業者数、雇用者数は2017年労働力調査、厚生年金被保険者数は2017年度末の数値

注2 69歳までは厚生年金被保険者、70歳以上は在職している老齢年金の受給権者数(年金機構が支給するもので全額停止者数も含む)

注3 20歳未満についても、適用事業所に使用される場合は被保険者となる

○ 「保険料の拠出期間の延長」といった制度改正や「受給開始時期の繰下げ選択」が年金の給付水準を確保する上でプラスであることを確認

オプションB 保険料の拠出期間の延長と受給開始時期の選択肢

※ 給付水準調整後のモデル年金の所得代替率の見通し。
<>内は基礎年金分

試算結果

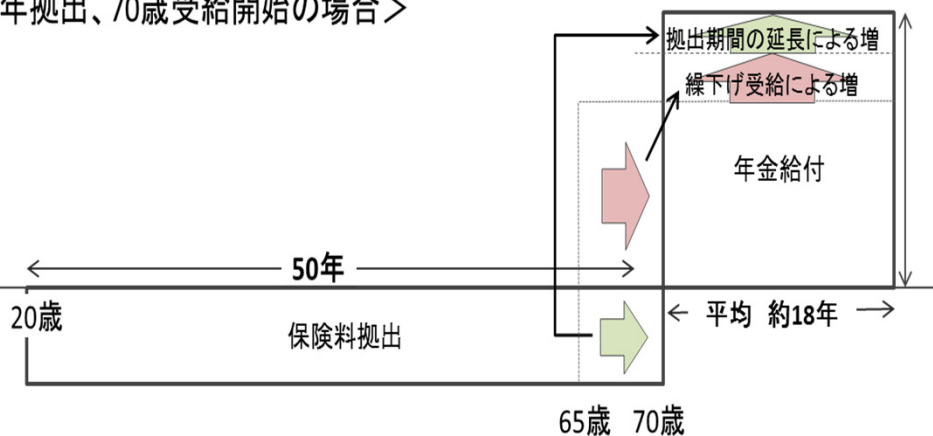
現行: ケース I、III、V
(20~60歳の40年拠出)
51.9%、50.8%、44.5%
<26.7%、26.2%、21.9%>

- ① 基礎年金の拠出期間延長
(20~65歳の45年拠出)
58.8%、57.6%、51.0%
<30.4%、30.0%、25.6%> ↑
- ② 65歳以上の在職老齢年金の廃止
(20~60歳の40年拠出)
51.6%、50.4%、44.2%
<26.7%、26.2%、21.9%> ↓
- ③ 厚生年金の加入年齢の上限を75歳に引き上げ
(20~60歳の40年拠出)
51.9%、51.1%、44.8%
<26.7%、26.2%、21.9%> ↑

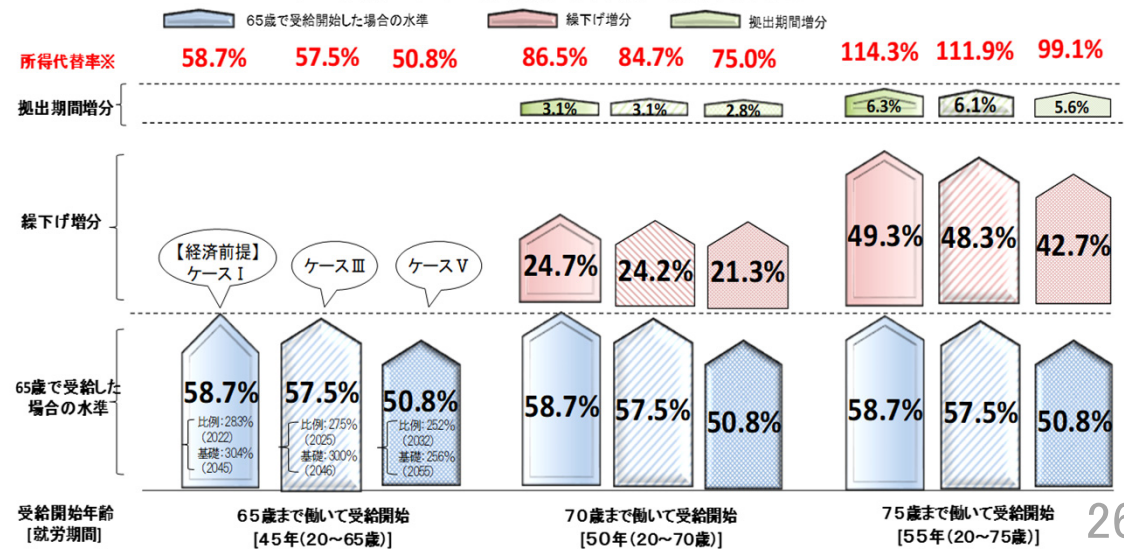
- ④ 繰下げ時期を75歳まで拡大した場合
(75歳まで働いて受給開始した場合)
97.3%、95.2%、83.5%
<49.0%、48.2%、40.3%> ↑
- ⑤ ④に①~③を全て加味した上で加入期間と繰下げ時期を75歳まで拡大し、75歳まで就業して厚生年金に加入(75歳まで働いて受給開始した場合)
114.3%、111.9%、99.1%
<56.0%、55.2%、47.2%> ↑

拠出期間の延長と繰下げによる給付水準上昇のイメージ

<50年拠出、70歳受給開始の場合>



⑤ マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率※



現行制度とオプション試算B-①における基礎年金の財政見通しの比較（ケースⅢ）

○ オプション試算B-①における基礎年金給付費と国庫負担の見通し(2019年度価格)を、現行制度によるものと比較すれば、以下のとおり。

単位:兆円

年度	基礎年金給付費		基礎年金国庫負担	
	現行制度	オプションB-①	現行制度	オプションB-①
2019（令和元）年度	24.2	24.2	12.3	12.3
納付年数の 上限延長開始⇒ 2026（令和8）年度	24.1(26.7)	24.1(26.7)	12.3(13.6)	12.3(13.6)
上限延長完了⇒ 2038（令和20）年度	20.9(31.8)	21.4(32.4)	10.7(16.3)	11.0(16.6)
オプションB-①の 基礎の調整終了⇒ 2046（令和28）年度	19.0(34.5)	20.3(37.0)	9.8(17.8)	10.5(19.1)
上限45年の者 が90歳に ⇒ 2063（令和45）年度	16.5(44.3)	18.6(49.9)	8.5(22.9)	9.7(25.9)
2070（令和52）年度	15.3(48.1)	17.4(54.8)	7.9(24.9)	9.1(28.5)
2080（令和62）年度	13.7(53.9)	15.6(61.7)	7.1(27.9)	8.1(32.0)
2090（令和72）年度	12.3(60.8)	14.0(69.5)	6.3(31.4)	7.3(36.1)
2100（令和82）年度	11.0(68.3)	12.6(78.1)	5.7(35.3)	6.5(40.6)
2110（令和92）年度	9.9(76.9)	11.3(88.0)	5.1(39.8)	5.9(45.7)
2115（令和97）年度	9.3(81.6)	10.7(93.3)	4.8(42.2)	5.5(48.5)

(注) 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したもの。()内の計数は換算前の名目額。

オプションB-② 65歳以上の在職老齢年金(高在老)を見直した場合

○ 現行制度(基礎年金の加入期間40年)を基礎として、高在老を緩和・撤廃した場合

・試算の便宜上、2026年度より見直しをした場合として試算。また、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。

※ 厚生年金の給付の増加により報酬比例の所得代替率が低下。(基礎年金への影響はない。)

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

	現行制度 【財政検証結果】
ケースⅠ	<p>51.9% (2046)</p> <p>比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046)</p> <p>2030年度: 3,600億円 2040年度: 4,400億円 2060年度: 3,000億円</p>
ケースⅢ	<p>50.8% (2047)</p> <p>比例: 24.6% (2025) 基礎: 26.2% (2047)</p> <p>2030年度: 3,500億円 2040年度: 4,200億円 2060年度: 2,900億円</p>
ケースⅤ	<p>44.5% (2058)</p> <p>比例: 22.6% (2032) 基礎: 21.9% (2058)</p> <p>2030年度: 3,200億円 2040年度: 3,200億円 2060年度: 2,200億円</p>

高在老による
支給停止額(注)

給付水準調整の終了年度

65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合

(1) 給付調整の基準額の引上げ 2019年度: 47万→62万に相当	(2) 高在老の撤廃
<p>51.8% (2046) ▲0.2%</p> <p>比例: 25.1% (2022) 基礎: 26.7% (2046)</p> <p>2030年度: 1,700億円 2040年度: 2,100億円 2060年度: 1,400億円</p>	<p>51.6% (2046) ▲0.3%</p> <p>比例: 24.9% (2023) 基礎: 26.7% (2046)</p> <p>—</p>
<p>50.6% (2047) ▲0.2%</p> <p>比例: 24.4% (2025) 基礎: 26.2% (2047)</p> <p>2030年度: 1,700億円 2040年度: 2,000億円 2060年度: 1,400億円</p>	<p>50.4% (2047) ▲0.4%</p> <p>比例: 24.2% (2026) 基礎: 26.2% (2047)</p> <p>—</p>
<p>44.3% (2058) ▲0.2%</p> <p>比例: 22.4% (2032) 基礎: 21.9% (2058)</p> <p>2030年度: 1,500億円 2040年度: 1,500億円 2060年度: 1,000億円</p>	<p>44.2% (2058) ▲0.4%</p> <p>比例: 22.2% (2033) 基礎: 21.9% (2058)</p> <p>—</p>

現行制度と
所得代替率の差

注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 支給停止額は、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算した金額。

オプションB-④ 就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大をした場合

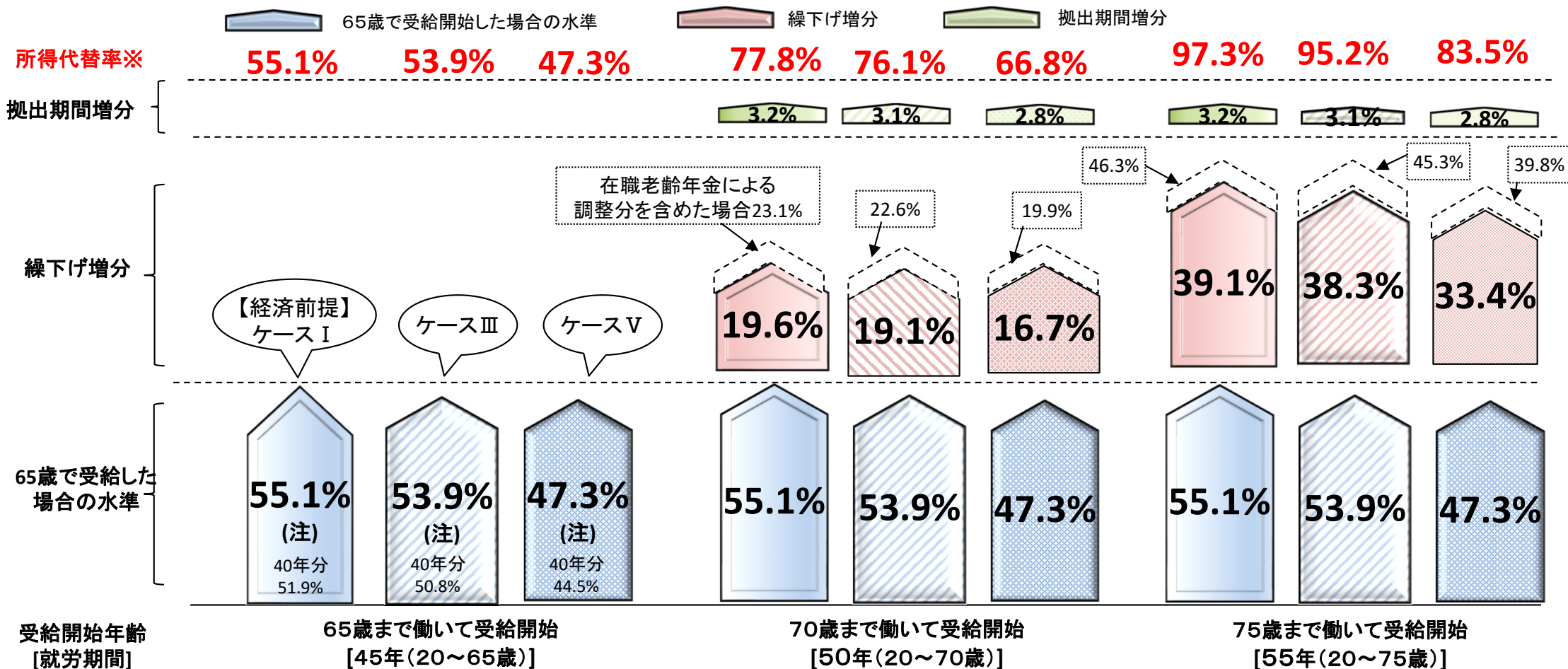
(退職年齢と受給開始を65歳、70歳、75歳とした場合の給付水準の上昇)

○ 受給開始可能期間の年齢上限を現行70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算(70歳以降の繰下げ増額率は、機械的に現行の70歳までと同じ0.7%(1月当たり)を当てはめて試算。)

※ 現行の仕組みを前提とした試算であり、以下に留意

- ・ 基礎年金の拠出期間は40年(20~60歳)であるため、60歳を超えて働いても基礎年金は増加しない。一方、厚生年金の拠出期間は70歳未満のため、70歳までは拠出期間の増加に伴い報酬比例年金が増加するが、70歳を超えて就労したとしても保険料拠出はなく報酬比例年金も増加しない。
- ・ モデル年金の年金額と賃金を前提に65歳以降も働いた場合、モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が在職老齢年金制度により支給停止となる。この者が繰下げ受給を選択すると、当該支給停止相当分は報酬比例年金の繰下げ増額が調整される。(なお、実際の停止割合は個々人の年金額や賃金によって様々。)

マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率※



※65歳時点における現役男子の平均賃金(手取り)に対する年金額(実質)の比率

注1: モデル年金は20~60歳の40年間の就労期間となっているが、ここでは20~65歳の45年間の就労期間としているため、厚生年金(報酬比例)の年金額が増額された水準となっている。

注2: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

オプションB-⑤ 就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大をした場合 (オプションB-④に①~③の制度改正を加味) (退職年齢と受給開始を65歳、70歳、75歳とした場合の給付水準の上昇)

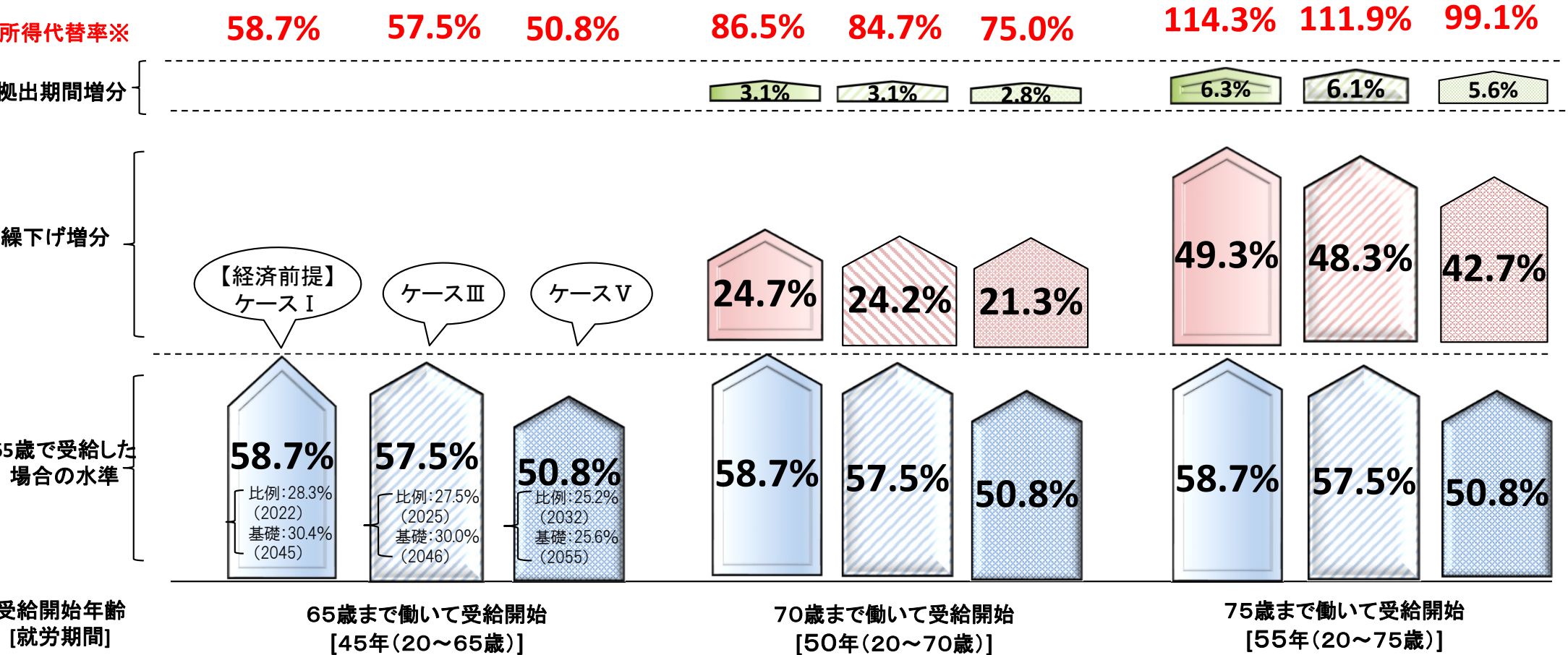
○ 受給開始可能期間の年齢上限を現行70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算 (70歳以降の繰下げ増額率は、機械的に現行の70歳までと同じ0.7%(1月当たり)を当てはめて試算。)

※ オプションB-①~③の制度改正、具体的には「基礎年金の拠出期間延長」、「65歳以上の在職老齢年金の廃止」、「厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長」を前提としており、オプションB-④と比べ、以下の違いがある。

- ・ 基礎年金の拠出期間は40年(20~60歳)から45年(20~65歳)に延長されているため、基礎年金の給付が5年分増加。また、厚生年金の加入年齢の上限も70歳から75歳延長されているため、70歳を超えて就労した場合も拠出期間の増加に伴い報酬比例年金が増加する。
- ・ 現行の仕組みは、在職老齢年金による支給停止相当分は繰下げ増額が調整されるが、65歳以上の在職老齢年金の廃止が前提のため当該調整がない。

マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率※ (オプションB-④に①~③を加味)

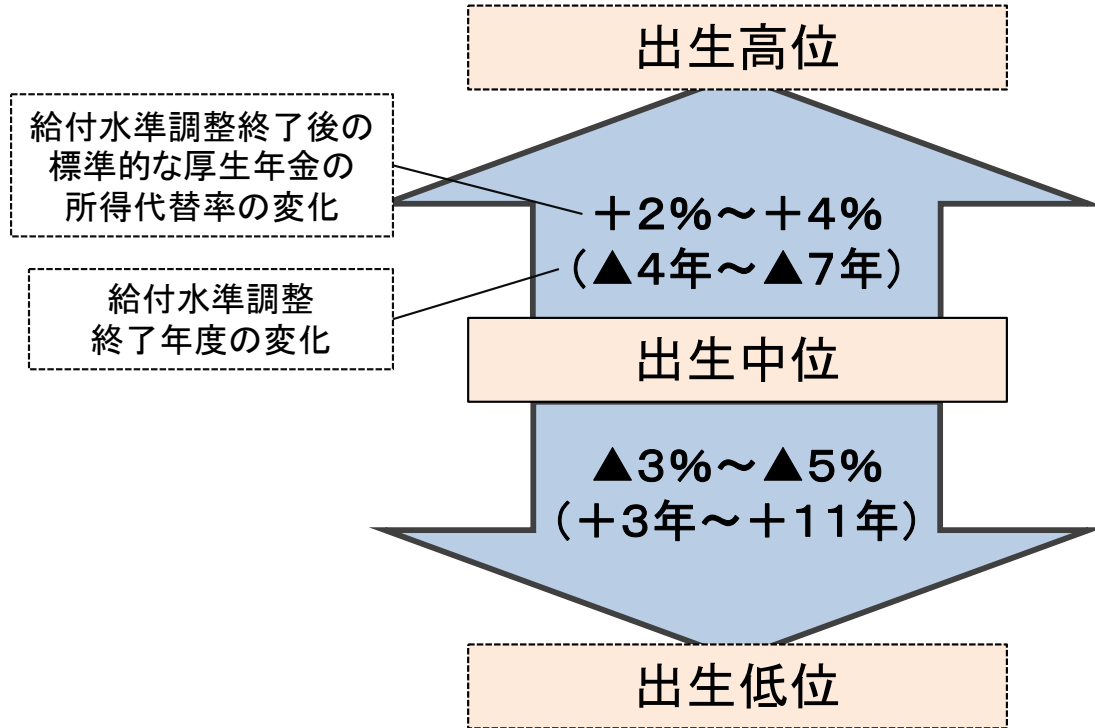
65歳で受給開始した場合の水準 繰下げ増分 拠出期間増分



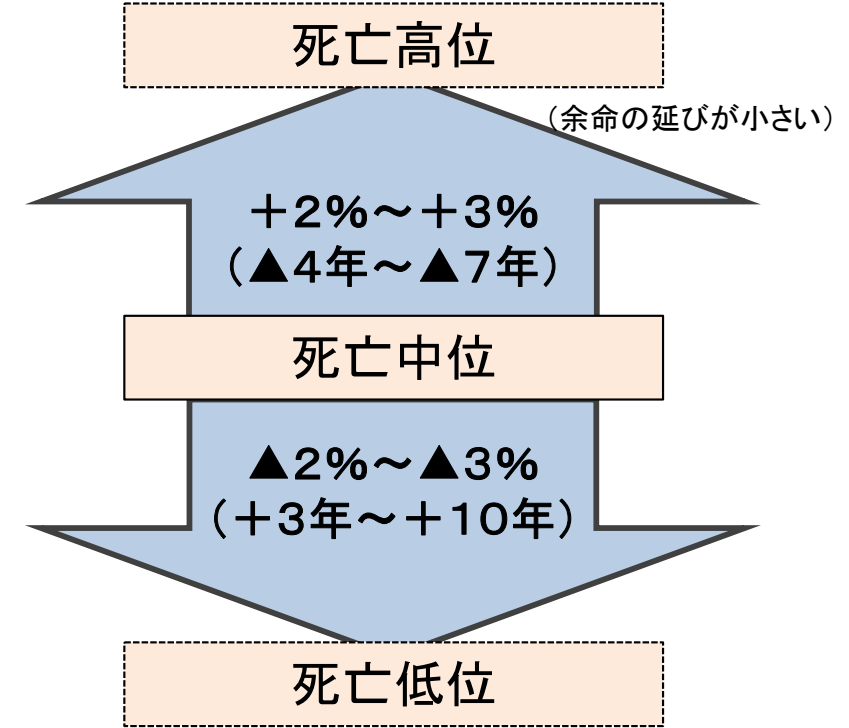
※65歳時点における現役男子の平均賃金(手取り)に対する年金額(実質)の比率
注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

人口の前提が変化した場合の影響 (2019(令和元)年財政検証)

出生率の前提が変化した場合



死亡率の前提が変化した場合



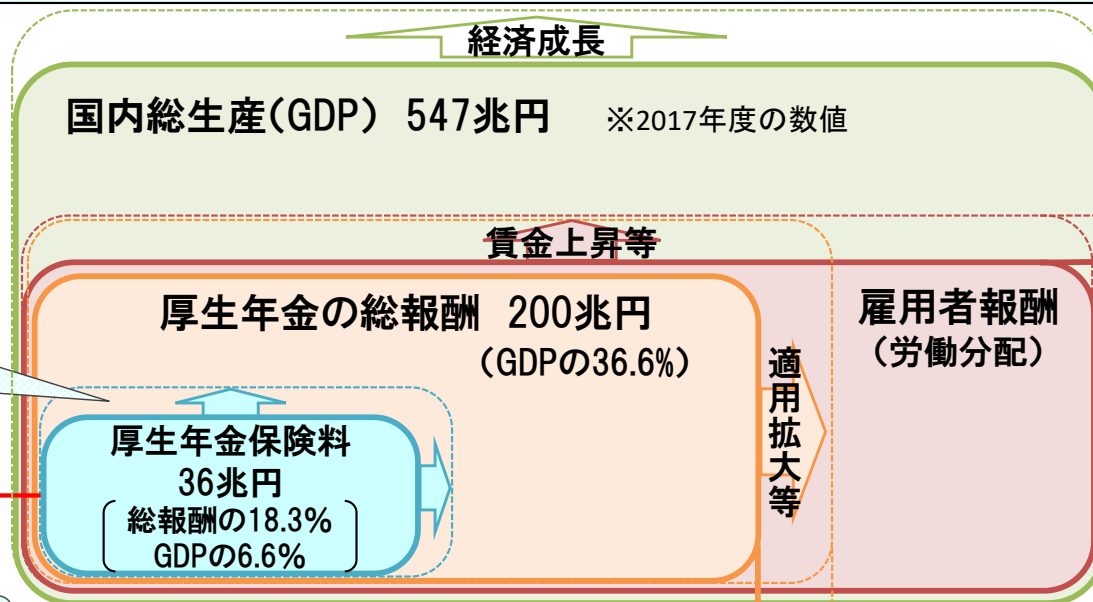
注: 経済前提がケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤの場合の影響

合計特殊出生率		平均寿命	
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)	2065年
1.45	出生高位 1.65 出生中位 1.44 出生低位 1.25	男 80.75 女 86.99	死亡高位 (余命の延びが小さい) { 男 83.83, 女 90.21 死亡中位 { 男 84.95, 女 91.35 死亡低位 (余命の延びが大きい) { 男 86.05, 女 92.48

国民経済からみた公的年金の給付と負担

- 国民経済の視点から見ると、厚生年金は労働者に分配された賃金のうち、保険料の賦課ベースとなる厚生年金の総報酬の18.3%を現役世代から保険料として徴収し、年金受給者(高齢者等)に再分配する仕組み。
- 厚生年金保険料は総報酬の18.3%で固定されているため、総報酬が大きくなれば、年金の安定の基礎となる保険料収入も大きくなり、その結果、長期的にみて年金給付も充実。
- このため、給付の充実には、経済成長に伴う賃金上昇、就業者の増加や厚生年金の適用拡大等により総報酬を大きくすることが重要。

公的年金を通じた 高齢者等への再分配



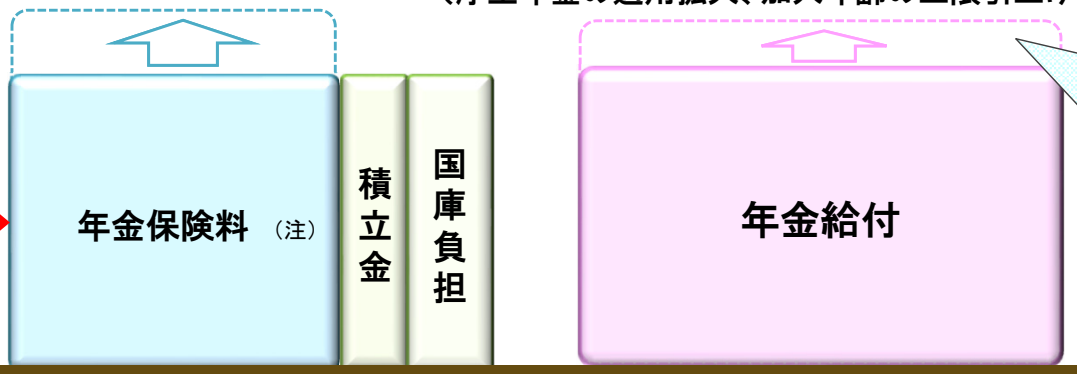
経済成長等による雇用者報酬の拡大 (賃金の上昇、就業者の増加)

総報酬が増加すると保険料収入も増加

公的年金を通じて 高齢者等に再分配

雇用者報酬に占める総報酬の割合の上昇 (厚生年金の適用拡大、加入年齢の上限引上げ等)

公的年金の 給付と負担の均衡



長期的な給付と負担の均衡の中で、保険料収入の増加は年金給付の充実に寄与

- <給付の充実のメカニズム>
- ・ 賃金上昇により、年金改定率が上昇
 - ・ 適用拡大等による厚生年金被保険者の増加に伴い2階部分の給付の増加

(注) 公的年金の保険料には、国民年金保険料も含まれるが、その規模は1.4兆円(2017)で、厚生年金保険料の4%未満。

公的年金の給付と負担の国民経済に対する大きさ(2019年財政検証)

- 公的年金の保険料水準は固定されており、固定された財源と均衡するよう給付水準がマクロ経済スライドにより調整されるため、**給付と負担のGDPに対する割合は足下と同水準程度以下で推移する**見通し
- したがって、高齢化に伴う給付増の抑制ではなく、固定された負担水準のもとで、支え手を増やすことなどにより国民生活の安心と安定に寄与できる給付をいかに確保するかが今後の年金制度の課題

<年金給付のGDP比>

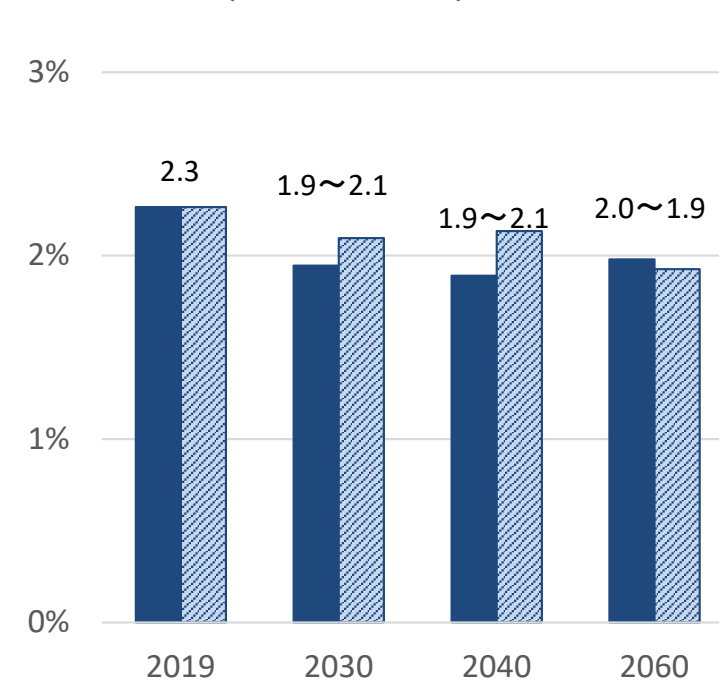
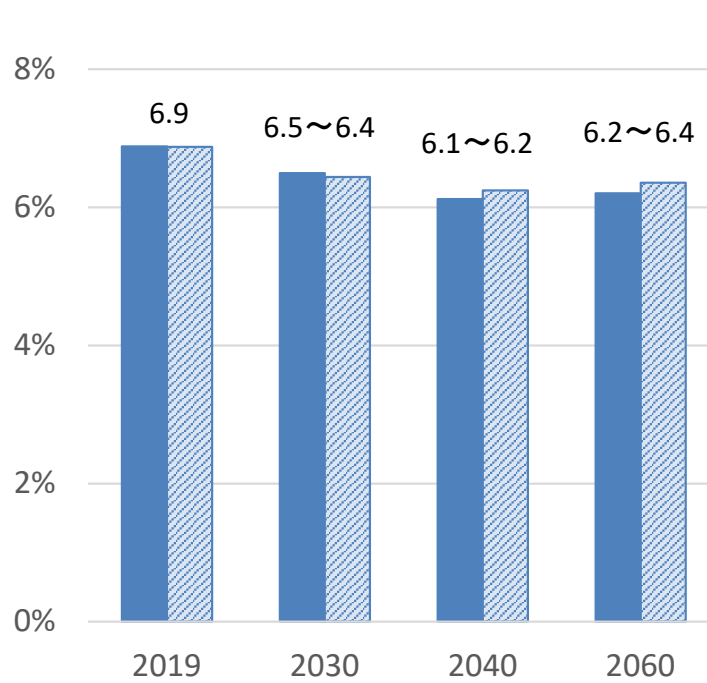
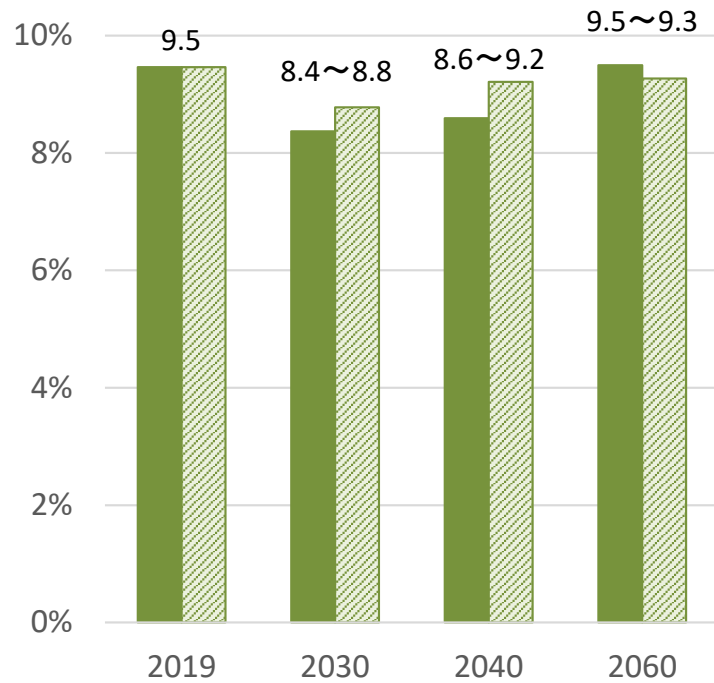
<保険料負担のGDP比>

<国庫負担のGDP比>

■ ケースⅢ ▨ ケースⅤ

■ ケースⅢ ▨ ケースⅤ

■ ケースⅢ ▨ ケースⅤ



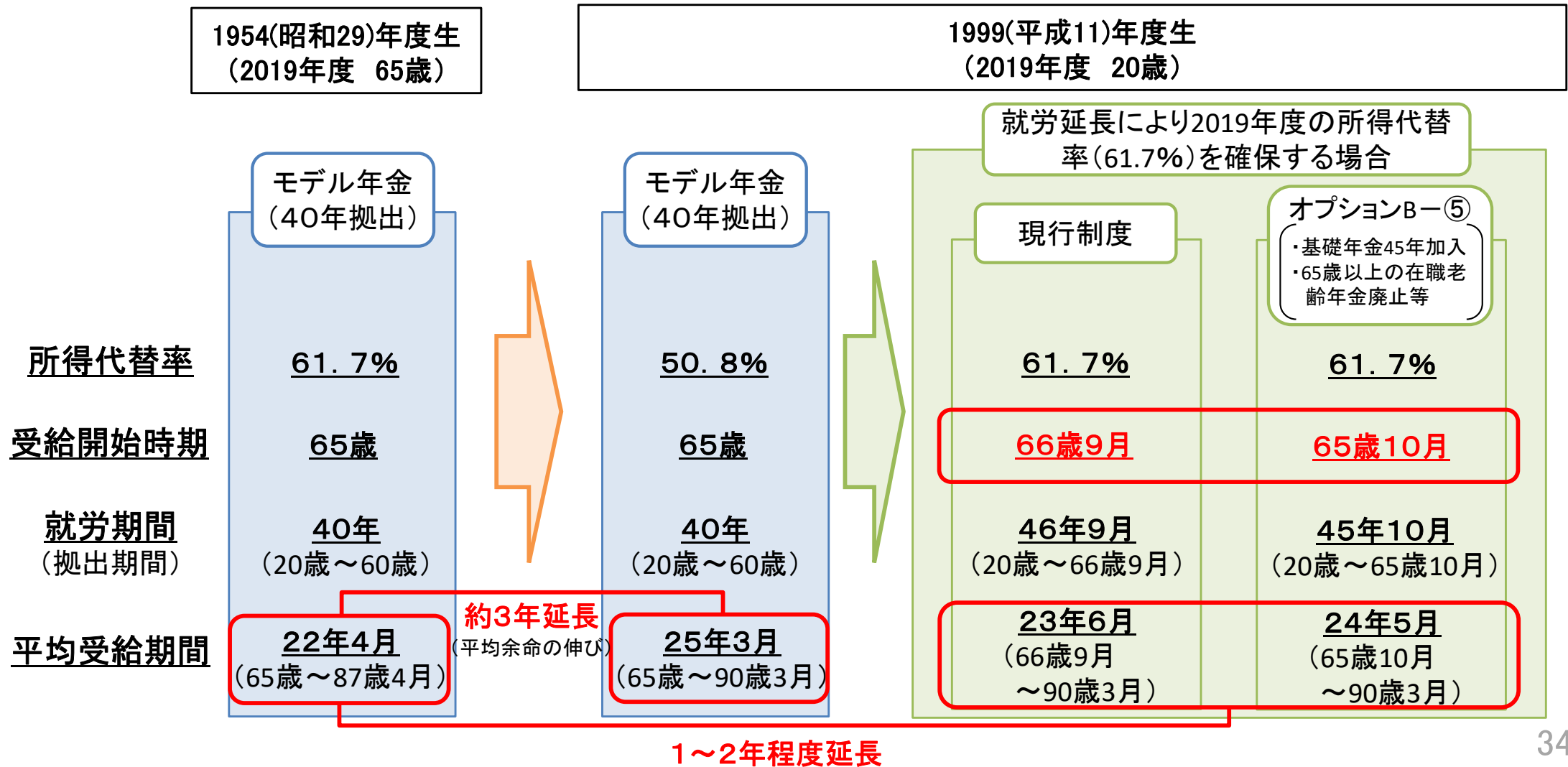
ケースⅢ・ケースⅤ	2019年(令和元年)		2030年(令和12)		2040年(令和22)		2060年(令和42)	
	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)
給付費	53	9.5%	63~57	8.4~8.8%	77~64	8.6~9.2%	105~69	9.5~9.3%
負担額	51	9.1%	64~55	8.5~8.6%	71~58	8.0~8.4%	91~62	8.2~8.3%
保険料負担	39~38	6.9%	49~41	6.5~6.4%	55~43	6.1~6.2%	69~48	6.2~6.4%
国庫負担	13	2.3%	15~13	1.9~2.1%	17~15	1.9~2.1%	22~14	2.0~1.9%
(参考)名目GDP	560	・	754~644	・	892~691	・	1,111~748	・

※ 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)
 ※ GDPは、2028年度までは内閣府「経済財政の中長期試算(H31.7)」、2029年度以降は「年金財政における経済前提に関する専門委員会」のマクロ経済に関する試算に基づき設定
 (2029年度以降20~30年間平均の実質経済成長率は、ケースⅢ:0.4%、ケースⅤ:0.0%)

足下(2019年度)の所得代替率(61.7%)確保に必要な受給開始時期の選択(ケースⅢ)

- モデル年金(40年拠出)でみると、将来の受給世代の所得代替率は低下するが、平均余命の伸びに伴い平均受給期間は延長する見通し。
- 現在20歳の世代は66歳9月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在(2019年度)65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。(仮にオプションB-⑤(基礎年金45年加入、65歳以上の在職老齢年金の廃止等)の制度改正を前提とすれば、65歳10月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。)
- ※ 一律に支給開始年齢を引き上げるのではなく、個々の者が繰下げを選択して給付水準を上昇させることが可能

＜経済前提: ケースⅢ、人口前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)＞



足下(2019年度)の所得代替率(61.7%)確保に必要な受給開始時期の選択(ケースⅢ)

- モデル年金(40年拠出)でみると、将来の受給世代の所得代替率は低下するが、平均余命の伸びに伴い平均受給期間は延長する見通し。
- 現在20歳の世代は66歳9月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在(2019年度)65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。(仮にオプションB-⑤(基礎年金45年加入、65歳以上の在職老齢年金の廃止等)の制度改正を前提とすれば、65歳10月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。)
- ※ 一律に支給開始年齢を引き上げるのではなく、個々の者が繰下げを選択して給付水準を上昇させることが可能

<経済前提: ケースⅢ、人口前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)>

生年度 (2019年度の年齢)	65歳 到達 年度	モデル年金(40年拠出)				現行の所得代替率(61.7%)を維持するために必要な就労期間等														
		所得 代替率	就労引退	受給開始	就労期間 (拠出期間)	平均受給 期間 (65歳の 平均余命)	所得 代替率	現行制度 (基礎年金40年加入)				オプションB-⑤ (・基礎年金45年加入 ・65歳以上の在職老齢年金廃止 等)								
								就労引退	受給開始	就労期間 (拠出期間)	平均受給 期間	就労引退	受給開始	就労期間 (拠出期間)	平均受給 期間					
1954(昭和29)(65歳)	2019	61.7%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年4月	61.7%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年4月									
1959(昭和34)(60歳)	2024	60.2%				22年9月		62歳4月		42年4月	22年9月									
1964(昭和39)(55歳)	2029	58.6%				23年2月		65歳0月		45年0月	23年2月									
1969(昭和44)(50歳)	2034	56.6%				23年6月		65歳5月		45年5月	23年1月									
1974(昭和49)(45歳)	2039	54.1%				23年11月		66歳0月		46年0月	22年11月					65歳3月	45年3月	23年8月		
1979(昭和54)(40歳)	2044	51.7%				24年2月		66歳7月		46年7月	22年7月					65歳8月	45年8月	23年6月		
1984(昭和59)(35歳)	2049	50.8%				24年6月		66歳9月		46年9月	22年9月					65歳10月		45年10月		23年8月
1989(平成元)(30歳)	2054					24年9月					23年0月									23年11月
1994(平成6)(25歳)	2059					25年0月					23年3月									24年2月
1999(平成11)(20歳)	2064					25年3月					23年6月									24年5月

注1 65歳の平均余命は、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(平成29年4月)の平均余命について、男女平均をとったもの。

注2 モデル年金の世帯が1954年度生まれの所得代替率と同水準となるための就労引退、受給開始の年齢を示している。65歳以降は就労する場合は、就労引退まで繰下げ受給を選択すると仮定。

注3 現行制度は、在職老齢年金の支給停止の影響を織り込み試算。また、現行制度で繰下げができるのは66歳以上であるが、機械的に65歳1月～65歳11月も繰下げができると仮定して試算。

注4 オプションB-⑤は、基礎年金45年加入が完成すると仮定している1971年度生以降の世代について試算。

足下(2019年度)の所得代替率(61.7%)確保に必要な受給開始時期の選択(ケースV)

- モデル年金(40年拠出)でみると、将来の受給世代の所得代替率は低下するが、平均余命の伸びに伴い平均受給期間は延長する見通し。
- 現在20歳の世代は68歳9月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在(2019年度)65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。(仮にオプションB-⑤(基礎年金45年加入、65歳以上の在職老齢年金の廃止等)の制度改正を前提とすれば、67歳3月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。)
- ※ 一律に支給開始年齢を引き上げるのではなく、個々の者が繰下げを選択して給付水準を上昇させることが可能

<経済前提: ケースV、人口前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)>

生年度 (2019年度の年齢)	65歳 到達 年度	モデル年金(40年拠出)				現行の所得代替率(61.7%)を維持するために必要な就労期間等									
		所得 代替率	就労引退	受給開始	就労期間 (拠出期間)	平均受給 期間 (65歳の 平均余命)	所得 代替率	現行制度 (基礎年金40年加入)				オプションB-⑤ (基礎年金45年加入 ・65歳以上の在職老齢年金廃止 等)			
								就労引退	受給開始	就労期間 (拠出期間)	平均受給 期間	就労引退	受給開始	就労期間 (拠出期間)	平均受給 期間
1954(昭和29)(65歳)	2019	61.7%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年4月	61.7%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年4月				
1959(昭和34)(60歳)	2024	60.1%				22年9月		62歳6月		42年6月	22年9月				
1964(昭和39)(55歳)	2029	57.1%				23年2月		65歳5月		45年5月	22年9月				
1969(昭和44)(50歳)	2034	54.2%				23年6月		66歳0月		46年0月	22年6月				
1974(昭和49)(45歳)	2039	51.8%				23年11月		66歳7月	46年7月	22年4月	65歳9月	45年9月	23年2月		
1979(昭和54)(40歳)	2044	49.6%				24年2月		67歳2月	47年2月	22年0月	66歳3月	46年3月	22年11月		
1984(昭和59)(35歳)	2049	47.5%				24年6月		67歳9月	47年9月	21年9月	66歳9月	46年9月	22年9月		
1989(平成元)(30歳)	2054	45.6%				24年9月		68歳4月	48年4月	21年5月	67歳3月	47年3月	22年6月		
1994(平成6)(25歳)	2059	44.5%				25年0月		68歳9月	48年9月	21年3月	67歳3月	47年3月	22年9月		
1999(平成11)(20歳)	2064					25年3月				21年6月			23年0月		

注1 65歳の平均余命は、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(平成29年4月)の平均余命について、男女平均をとったもの。

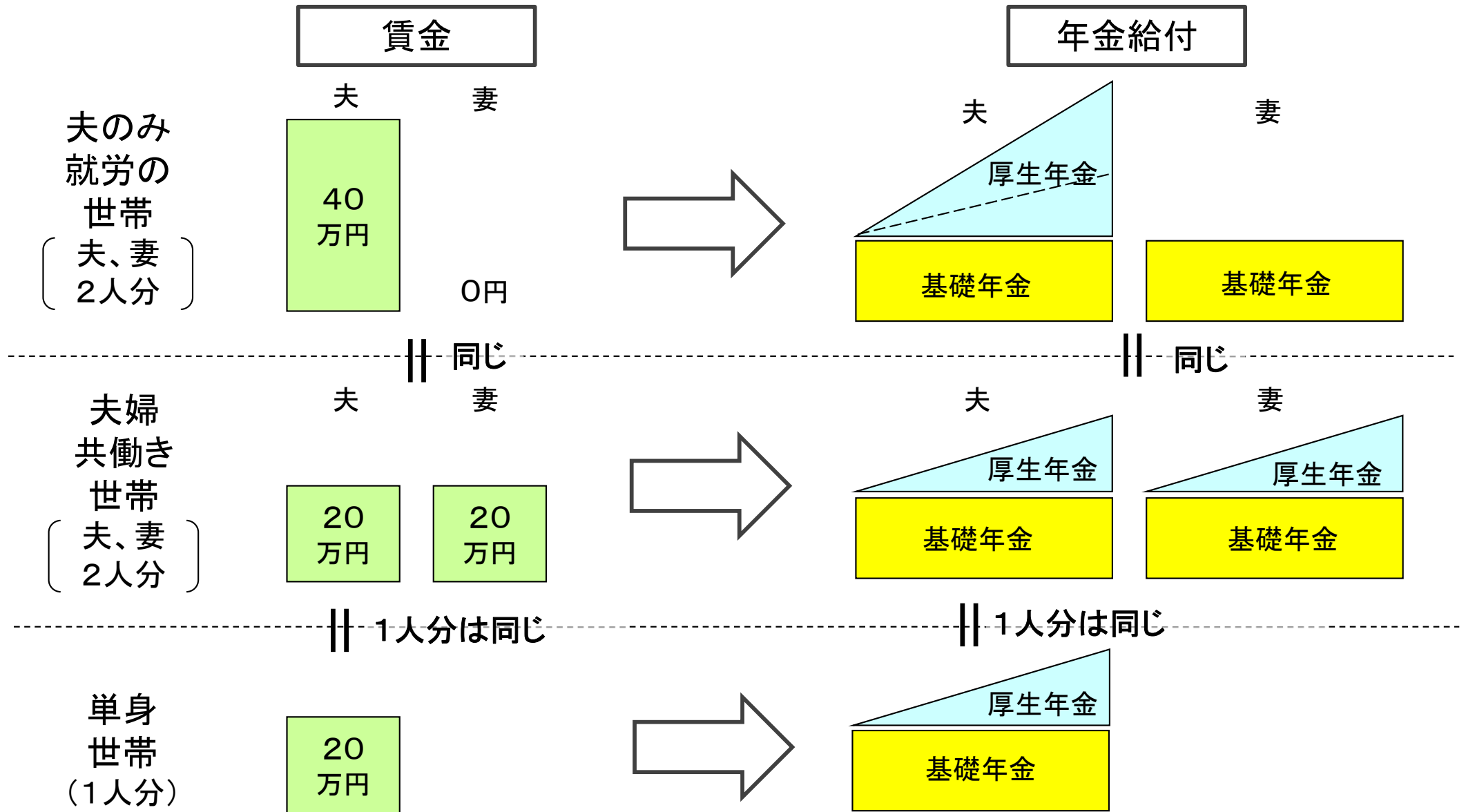
注2 モデル年金の世帯が1954年度生まれの所得代替率と同水準となるための就労引退、受給開始の年齢を示している。65歳以降は就労する場合は、就労引退まで繰下げ受給を選択すると仮定。

注3 現行制度は、在職老齢年金の支給停止の影響を織り込み試算。また、現行制度で繰下げができるのは66歳以上であるが、機械的に65歳1月～65歳11月も繰下げができると仮定して試算。

注4 オプションB-⑤は、基礎年金45年加入が完成すると仮定している1971年度生以降の世代について試算。

公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係)

賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(図による例示)

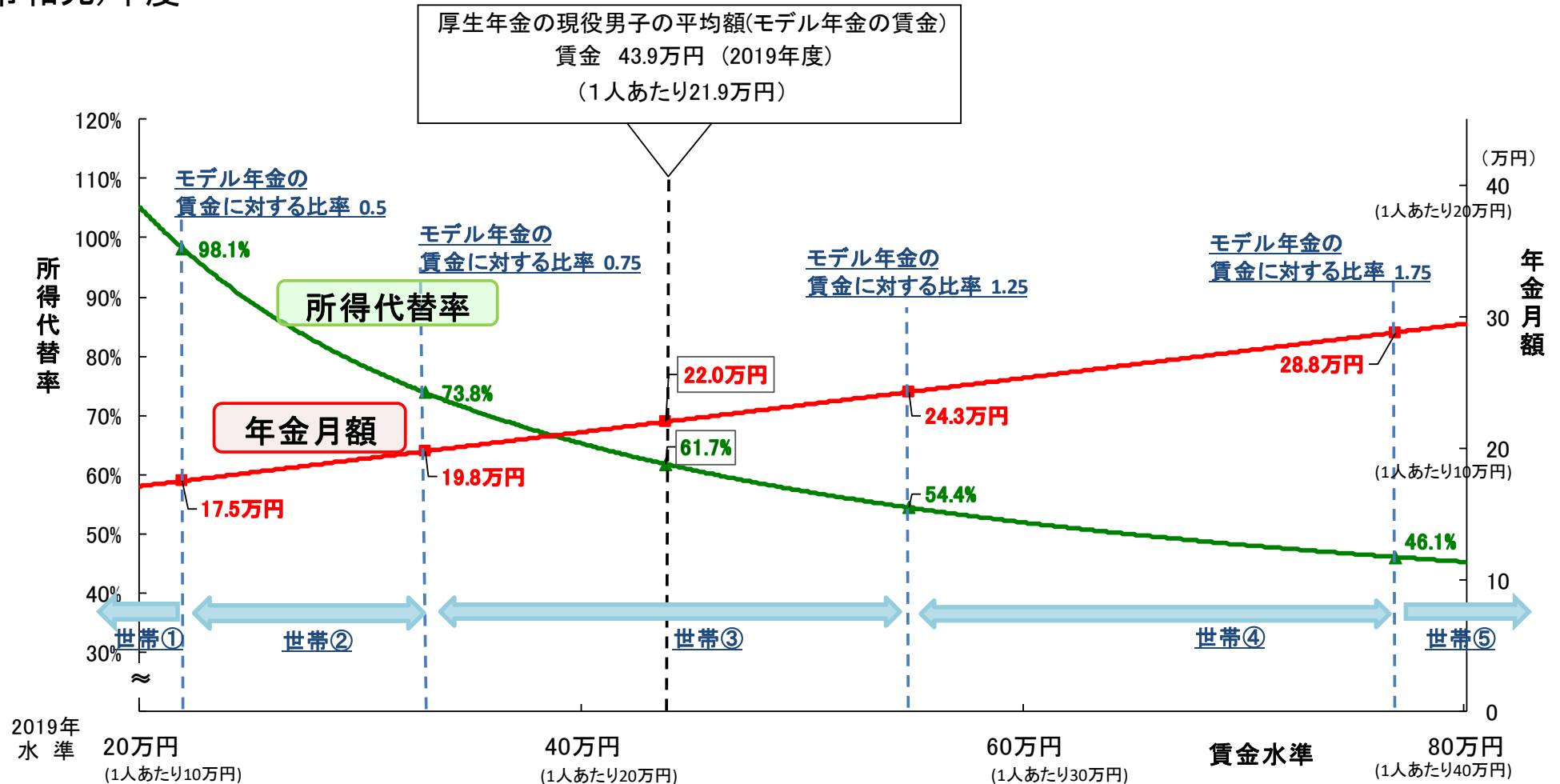


賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び現役時の賃金比率 <現在(2019年度)>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人あたり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5, 0.75, 1.25, 1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- **所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。**

○ 2019(令和元)年度



注1: 年金月額は、新規裁定者の水準。

注2: どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。

注3: 世帯構成は、2016年国民生活基礎調査(所得は2015年1月~12月)の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。

賃金水準(1人あたり)に応じた年金月額、所得代替率と世帯構成(2016年)

— 2016年国民生活基礎調査を用いた分析 —

国民生活基礎調査により得られる賃金収入額を用いて、

- 賃金水準の階層別に第2号被保険者含む世帯の世帯構成の割合をみると、例えば夫婦世帯では全体的に見れば、賃金水準の高い階層で共働き世帯の割合は高くなっているが、共働き世帯でも賃金水準の低い階層、片働き世帯でも賃金水準の高い階層に属している世帯は存在。
- 夫婦世帯、単身世帯ともに正規雇用以外の就労形態の者は賃金水準の高い階層より低い階層で割合が高くなっており、仮にこの賃金水準が続いた場合の年金の現役時賃金に対する比率は、厚生年金の所得再分配効果によってモデル年金より高水準となる。
- **所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。**

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2019年度: 61.7% 13.0万円 9.0万円 35.7万円(注) (注)税・社会保険料控除前の賃金は43.9万円

			世帯①	世帯②	世帯③	世帯④	世帯⑤
賃金水準 (モデル年金の賃金に対する比率)			～ 0.5 倍未満	0.5 倍 ～ 0.75 倍	0.75 倍 ～ 1.25 倍 モデル年金に近い水準	1.25 倍 ～ 1.75 倍	1.75 倍以上～
賃金 夫婦2人分 (単身又は1人分)			～ 21.9 万円未満 (～ 11.0 万円未満)	21.9 万円～ 32.9 万円 (11.0 万円～ 16.5 万円)	32.9 万円～ 54.9 万円 (16.5 万円～ 27.4 万円)	54.9 万円～ 76.8 万円 (27.4 万円～ 38.4 万円)	76.8 万円以上 (38.4 万円以上)
年金月額 夫婦2人分 (2019年度) (単身又は1人分)			～ 17.5 万円未満 (～ 8.8 万円未満)	17.5 万円～ 19.8 万円 (8.8 万円～ 9.9 万円)	19.8 万円～ 24.3 万円 (9.9 万円～ 12.1 万円)	24.3 万円～ 28.8 万円 (12.1 万円～ 14.4 万円)	28.8 万円以上 (14.4 万円以上)
年金/現役時賃金(手取り)			～ 98.1%	98.1% ～ 73.8%	73.8% ～ 54.4%	54.4% ～ 46.1%	46.1% ～
国民生活基礎調査の集計	夫婦世帯の世帯構成	共働き 共に正規雇用で就労	2%	2%	10%	23%	43%
		世帯 共に正規雇用以外で就労	3%	2%	1%	1%	0%
		世帯 正規雇用と正規雇用以外で就労	3%	6%	12%	15%	12%
	片働き世帯	正規雇用で就労	60%	79%	74%	60%	45%
		世帯 正規雇用以外で就労	32%	10%	3%	2%	0%
計		100%	100%	100%	100%	100%	
【賃金水準別の構成割合】		【 4% 】	【 11% 】	【 37% 】	【 27% 】	【 20% 】	
単身世帯の世帯構成	男性	正規雇用で就労	22%	21%	43%	64%	73%
		正規雇用以外で就労	16%	21%	12%	8%	2%
	女性	正規雇用で就労	24%	27%	26%	26%	25%
		世帯 正規雇用以外で就労	37%	32%	18%	2%	1%
	計		100%	100%	100%	100%	100%
【賃金水準別の構成割合】		【 8% 】	【 10% 】	【 28% 】	【 24% 】	【 30% 】	

注1: 世帯の構成は、2016年国民生活基礎調査の特別集計による。学生を除く、「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」および「夫婦と未婚の子のみの世帯」を集計対象としている。共働き世帯は、国民年金第2号被保険者を集計している。片働き世帯では、いずれかが国民年金第2号被保険者であり、その配偶者は国民年金第3号被保険者を集計しており、国民年金第3号被保険者の賃金は0とみなしている。単身世帯は、国民年金第2号被保険者を集計している。

注2: 世帯構成は、2016年国民生活基礎調査(所得は2015年1月～12月)の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。

注3: 表の賃金は、税・社会保険料控除前である。可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。